

第4次

徳島県環境基本計画

(案)

徳島県

令和6年 月

《 第4次 徳島県環境基本計画 目次 》

第1章 計画の基本的事項

1	計画改定の趣旨	2
2	計画改定の背景	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	計画の構成	5
6	各主体の役割	6
7	計画の進行管理体制	7

第2章 計画の基本目標

1	目指すべき環境の将来像	10
2	計画の基本コンセプト	11
3	重点戦略と取組展開の体系	11
	(1) 3つの重点戦略	11
	(2) 4つの取組の柱	11
	(3) SDGs（持続可能な開発目標）と本計画の関連性	13

第3章 主要取組の展開

<u>1</u>	<u>GXとくしま</u>	16
	(1) クリーンエネルギーの最大限導入	16
	(2) 脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換	19
	(3) 気候変動への「適応」の展開	24
<u>2</u>	<u>好循環とくしま</u>	27
	(1) 水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全	27
	(2) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止	35
	(3) 資源の循環利用	37
	(4) 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策	40
<u>3</u>	<u>癒しの郷とくしま</u>	44
	(1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造	44

(2)癒しの郷とくしまの創造	47
(3)生物多様性のゆりかごとくしまの創造	48

4 県民主役とくしま 51

(1)県民主役の起点となる新たな拠点の創出	51
(2)事業者における環境配慮の適切な実施	54
(3)広域的な環境保全対策	56

資料編

資料1 環境指標	60
資料2 用語解説	61
資料3 第4次徳島県環境基本計画検討経過等	81
資料4 徳島県環境審議会委員	82
資料5 徳島県環境基本条例	83

第1章

計画の基本的事項

1 計画改定の趣旨

本県では、「徳島県環境基本条例」（平成11年徳島県条例第11号）の下、環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を明らかにした「徳島県環境基本計画」を、2004年（平成16年）3月に策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

環境基本計画は、環境をとりまく情勢等の変化を受け、これまでに2013年度（平成25年度）、及び2018年度（平成30年度）の2度に渡る見直しを行いました。2018年度（平成30年度）の改定から5年が経過し、国内外の情勢変化を的確に捉えるとともに、県民主役の持続可能な社会の構築に向けて、計画を見直し、改定することとします。

2 計画改定の背景

【脱炭素をとりまく国内外の動向】

2021年（令和3年）10月にイギリスで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、「グラスゴー気候合意」として、気候変動対策の基準を事実上1.5℃を目標とすることが明記されたほか、締結国に対し、今世紀半ばの「カーボンニュートラル」や、2030年に向けた野心的な気候変動対策を行うことなど、パリ協定の実施に向けた具体的なルールが定められました。

さらに、2023年（令和5年）11月からアラブ首長国連邦（UAE）で開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）では、「化石燃料からの脱却」に向けたロードマップが承認されました。

国内の動向に目を向けると、2020年（令和2年）10月、政府は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050カーボンニュートラル」を宣言しました。また、2021年（令和3年）6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」とする）」が改正され、「2050年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置付けられました。

2021年（令和3年）10月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルに向けて、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」との目標が掲げられました。

これに伴い、2023年2月には、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換し、カーボンニュートラルと産業競争力強化・経済成長を同時実現するための基本方針「GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。更に、2023年（令和5年）6月には、企業の脱炭素化投資を後押しするGX経済移行債の発行などを定めた「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」が施行されるなど、官民挙げた脱炭

素に向けた取組が加速しました。

こうした中、本県においては、2019年に、政府に先駆けて「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、2030年度までに温室効果ガスを50%削減（2013年度比）や、クリーンエネルギー電力自給率について50%超などを中期目標に掲げ、温室効果ガス削減のための「緩和策」と、気候変動に備える「適応策」を両輪とした気候変動対策を戦略的に推進してきました。

【循環型社会をとりまく国内外の動向】

現在、国において策定中である「第五次循環型社会形成推進基本計画」においては、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環や、多種多様な地域の循環システムなどを盛り込み、循環経済への移行による、持続可能な地域や社会の実現を目指す方針が議論されているところです。

また、近年、世界規模では年間数百万トンを超える、海洋へのプラスチックごみの流出による環境汚染が懸念されています。2022年（令和4年）4月には、製品の設計から廃棄物の処理までのライフサイクル全般に関わる、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」とする）」が施行されました。

【生物多様性をめぐる国内外の動向】

2021年（令和3年）12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに陸域・内陸水域と沿岸域・海域の30%を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30）が、世界目標の一つとして示されました。

また、2023年3月には、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した新たな国家戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。新たな国家戦略では、2030年までの「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を、全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が具体的に示されました。

本県では、これら国内外の動向を踏まえながら、「脱炭素の推進」「廃棄物の更なる発生抑制」「大気などの生活環境保全」「生物多様性の保全・継承」など、快適で安全・安心な環境を維持するための施策を展開していく必要があります。

「脱炭素化」をはじめとする、世界共通の喫緊の環境課題に本県が適確に対応し、将来の持続可能（サステナブル）なグリーン成長を実現することは、本県の新たな価値を創造するとともに、地域の課題解決や活性化など、魅力ある地方創生に資すると考えます。

そこで、環境を取り巻く様々な課題に適切に対応し、さらには、国際社会の動きも見定めつつ、将来における環境の保全・創造に向けて、今、私たちがなすべき方向性と施策を盛り込み、徳島県環境基本計画を改定します。

3 計画の位置づけ

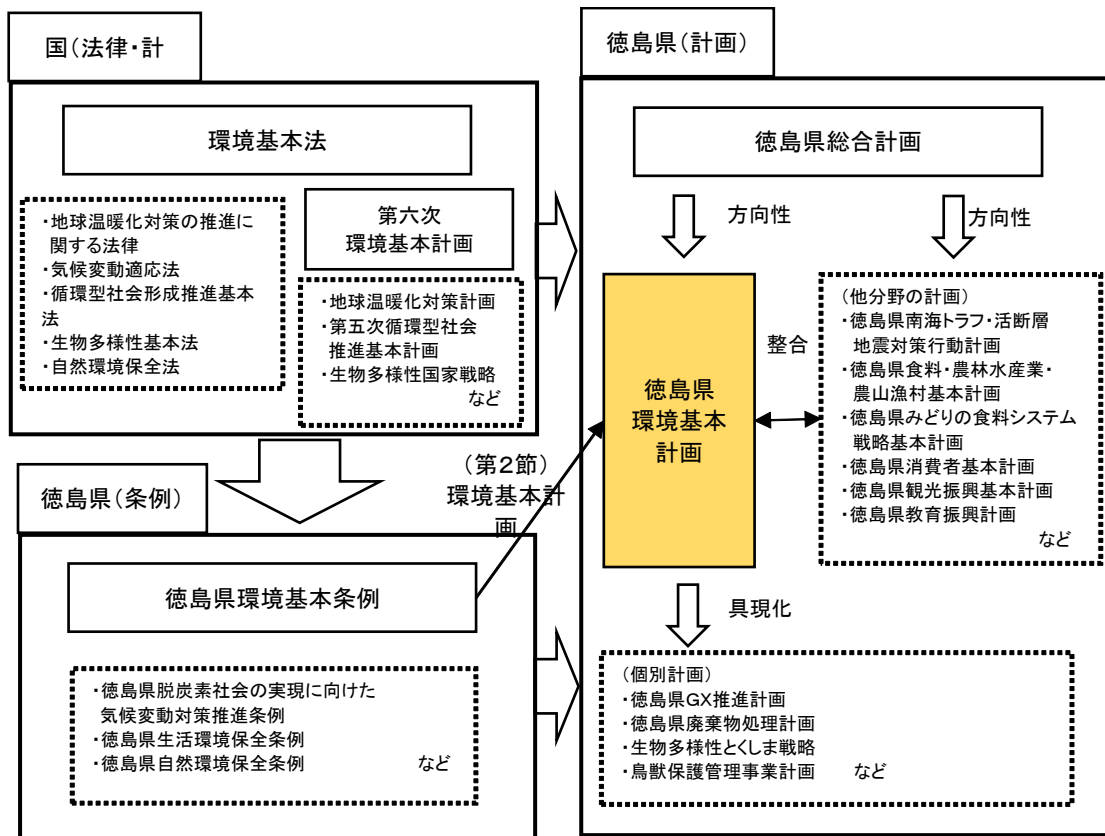
○徳島県環境基本条例第10条に定める、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、

①環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

②環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

を定めます。

○本計画は、「雨水の利用の推進に関する法律」（平成26年4月2日法律第17号）第8条に規定する本県の方針を包含します。



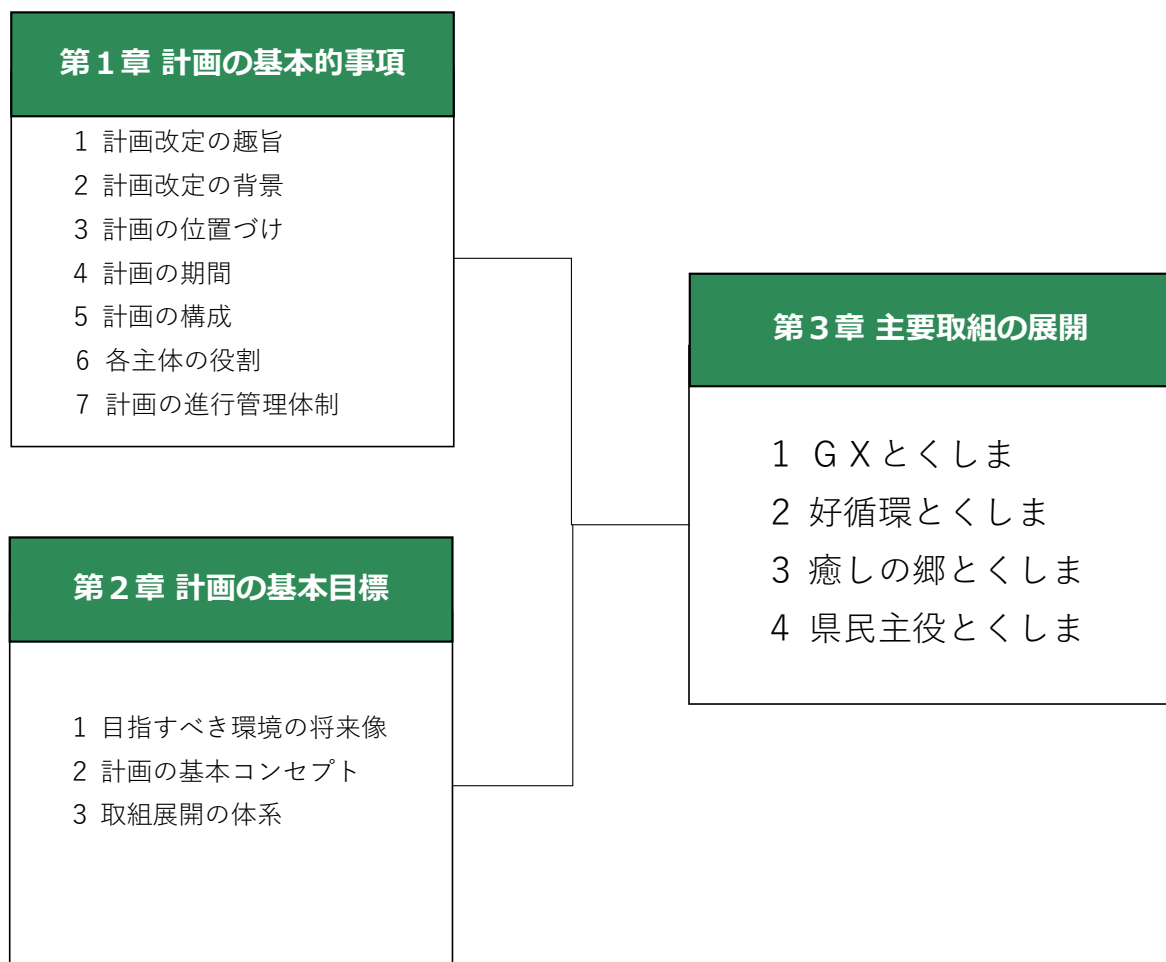
4 計画の期間

○令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

ただし、環境課題や経済・社会の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の構成

○本計画は本編3章より構成されます。



6 各主体の役割

本計画を円滑かつ効果的に推進していくためには、あらゆる主体の自覚と取組が必要であることから、県民、民間団体、事業者、市町村、県などがそれぞれの役割に応じて取組を行うことが望まれます。

○県民の役割

県民は、身近な環境から地球全体の環境まで関わりがあることを十分に理解し、環境への負荷の少ないライフスタイルへの変革に向けて、自らが積極的に取り組むことが必要です。また、参加と協働の観点から、地域における環境活動への参加や県・市町村等が行う環境施策への協力などが望まれます。

○民間団体の役割

民間団体は、地域における環境活動など公益的な視点に立った自主的な取組に加えて、行政区域にとらわれない広域的な環境活動や様々な主体のパートナーシップの形成を促進する上で、より重要な役割を担うことが期待されます。

○事業者の役割

事業者は、社会的責任や地域社会の構成員としての役割を自覚し、自らの事業活動において、環境負荷の低減や環境保全上の支障の未然防止に努めるとともに、循環型社会の形成や地球温暖化の防止に資する社会基盤の構築に大きな役割を果たすことが期待されます。

また、県民や県・市町村との連携を深め、地域の環境活動に積極的に参加・協力するなど、地域社会に貢献していくことが望まれます。

○市町村の役割

市町村は、本計画の基本的な方向に沿って、地域特性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に展開していくとともに、自らの事業活動における環境負荷の低減に率先して取り組むことが望まれます。

また、他市町村との連携を深めるなど、広域的な視点に立った取組や、住民・事業者等への適切な啓発や指導、支援などを行うことが期待されます。

○県の役割

県は、自らはもとより、県民、事業者、市町村などあらゆる主体の環境の保全及び創造に資する行動を促進します。

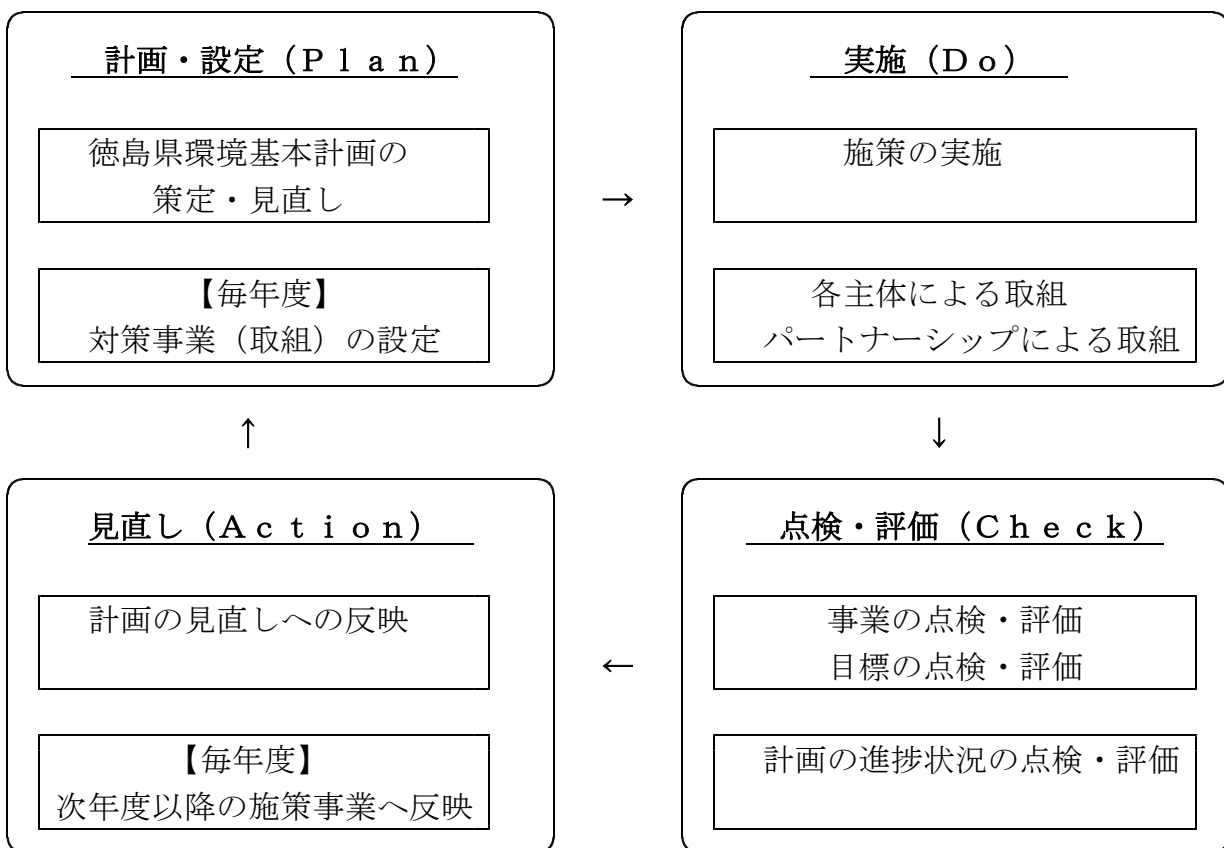
また、計画の効果的な推進のため、県民や民間団体、事業者、市町村など各主体との連携や協力、調整に努め、良好なパートナーシップの形成を図ります。

7 計画の進行管理体制

本計画の進行管理は、計画の策定（P l a n）→計画の実施（D o）→計画の進捗状況の点検・評価（C h e c k）→計画の見直し（A c t i o n）の一連の手続きをPDCAサイクルにより管理し、計画の推進状況を適切に点検・評価することとします。

また、計画の点検・評価の結果については、徳島県環境審議会に報告し、必要な意見や提言を受けるとともに、徳島県環境白書や県ホームページ等により計画の推進状況に関する情報を提供し、県民等への計画の浸透や意見・提言を行う機会の創出に努めます。

＜計画の点検・評価のフロー＞



第2章

計画の基本目標

1 目指すべき環境の将来像

“美しい環境を守り、継承しながら 「サステナブルな新しい暮らし」が実現した徳島へ”

徳島県環境基本条例の前文には、「健全で恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造するとともに、将来の世代に継承していく」ことが明記されています。

近年の私たちが目指すべき徳島の具体的な将来像を想像すると、

- ・脱炭素に向けた取組を着実に進めながら、経済成長も同時に実現していく徳島
- ・ごみ処理の適正化や新技術の活用による廃棄物の減量化・再資源化などにより、自然や環境への負荷が低減された徳島
- ・本県の水環境や森林環境が更に豊かになるとともに、生物多様性の確保により人と自然が共生する徳島

などが挙げられます。

これらの具体的な将来像は、いずれも「持続可能（サステナブル）な社会」を構築することに繋がっていることから、これらを総括し、本県の美しい豊かな環境を保全し、次世代へと引き継ぎ、さらに、地域経済の成長も両立できる、環境・経済・社会の調和した持続可能な暮らしの実現に向け、

”美しい環境を守り、継承しながら「サステナブルな新しい暮らし」が実現した徳島へ”

を**目指すべき環境の将来像**とします。

2 計画の基本コンセプト

「目指すべき環境の将来像」の実現に向けた今後5年間の基本コンセプトとして、

「県民が主役となって進める サステナブルな社会の構築」

を掲げ、県民一人ひとりが環境への意識を高く持ち、自分のこととして取組を進めることで、豊かな県民生活と経済の持続的な成長を実現できる社会を目指します。

3 重点戦略と取組展開の体系

(1) 3つの重点戦略

本計画では、計画を推進するため、次の3つの重点戦略を設定します。

① 「かえる」：暮らしをかえる徳島県版GXの展開

温室効果ガス排出削減と産業活動の両立を目指し、社会経済システムの変革に向けた動き「グリーントランスフォーメーション（GX）」を、県を挙げて展開します。

② 「めぐる」：全てがめぐる持続可能な循環型社会の構築

限りある資源の効率的な利用や水や大気の保全により、持続可能な循環型社会を構築します。

③ 「まもる」：地域でまもる生物多様性の継承

地域が一体となった取組により、本県の豊かな地域資源である自然環境や生物多様性を保全し、将来へ継承していきます。

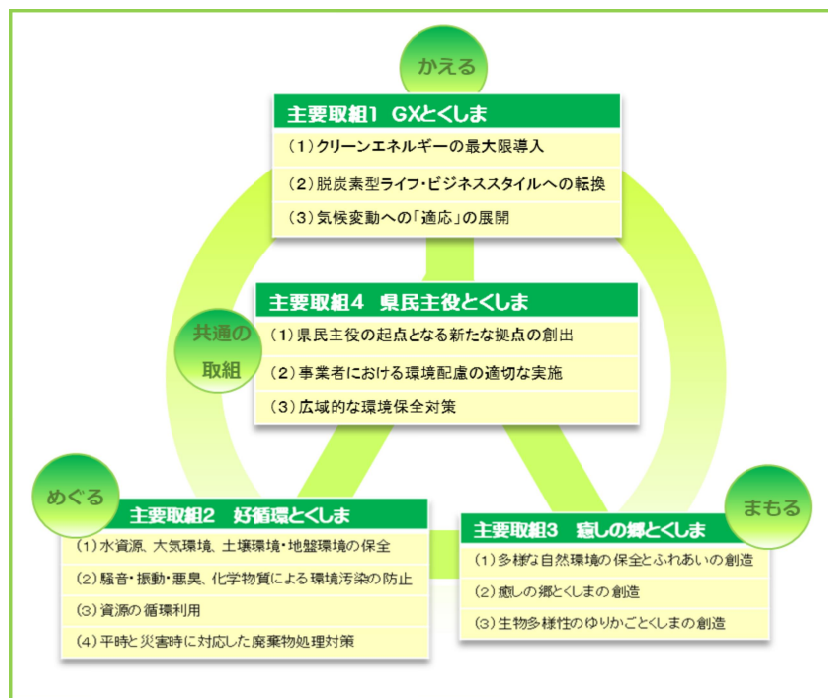
(2) 4つの取組の柱

第3次徳島県環境基本計画では「6つの取組の柱」を設定し、体系に沿った施策を展開してきました。

本計画においては、重点戦略に沿った取組の柱を設定することとし、「エネルギー」や「脱炭素型の産業活動」、及び「気候変動適応策」について、本県における「GX」の一環として位置付け、新たな柱として「GXとくしま」を設定しました。

また、第3次計画から継承した取組の柱「好循環とくしま」及び「癒しの郷とくしま」に加え、いずれの取組においても、共通して「県民一人ひとりが主役となった、自主的・積極的な環境保全への取組が不可欠」という考えのもと、3つの重点戦略全てに共通する「県民主役」を4つ目の柱として設定しました。

4つの柱	13の分野
1 GXとくしま	(1) クリーンエネルギーの最大限導入
	(2) 脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換
	(3) 気候変動への「適応」の展開
2 好循環とくしま	(1) 水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全
	(2) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止
	(3) 資源の循環利用
	(4) 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策
3 癒しの郷とくしま	(1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造
	(2) 癒しの郷とくしまの創造
	(3) 生物多様性のゆりかごとくしまの創造
4 県民主役とくしま	(1) 県民主役の起点となる新たな拠点の創出
	(2) 事業者における環境配慮の適切な実施
	(3) 広域的な環境保全対策



(3) SDGs (持続可能な開発目標) と本計画の関連性

SDGsとは、環境・経済・社会をめぐる複数の課題の統合的解決を目指す全世界の共通目標であり、2030年を目標年として17のゴールと169のターゲットを掲げています。

本計画においては、一つの課題解決が、実は複数の課題を統合的に解決することにつながるSDGsの考え方を取り入れ、環境保全と経済成長が両立した持続可能な社会の構築を目指します。



第3章

主要取組の展開

1 GXとくしま

「かえる」：暮らしをかえる徳島県版GXの展開



目指すべき将来の姿

- ・ 2050年カーボンニュートラルに向けて、県民主役による脱炭素化が加速するとともに、地域資源の有効活用による経済と環境の好循環が生まれ、「環境負荷の低減」と「経済成長」を両立する「持続可能なグリーン社会」の構築が着実に進んでいます。
- ・ エネルギーの安定供給と自給率の向上が図られるとともに、地域資源を活用した多様なクリーンエネルギーが、県内各地に導入され、地域の実情に応じた形で最大限活用され、地域の活性化が図られています。
- ・ 気候変動の影響による県民生活や自然環境への被害が最小限にとどまり、速やかに回復可能な社会が構築されるとともに、新たなブランド商品の創出や新技術の開発など、気候変動の影響のプラス面を効果的に活用し、地域の活性化にも繋がる取組が行われています。

(1) クリーンエネルギーの最大限導入

現状と課題

- 太陽光発電や風力発電、小水力発電やバイオマス発電等、内各地域で再生可能エネルギーの導入や設置が進んでいます。
- 一方で、再生可能エネルギーの導入が進んだことにより、需要が少ない時期などには、火力発電の出力の抑制や地域間連系線の活用等により需給バランスを調整した上で、それでもなお、電気が余るおそれがある場合には、再生可能エネルギーの出力制御が行われています。
- 再生可能エネルギーのポテンシャルの大きい地域と大規模消費地を結ぶ系統容量の確保や、太陽光や風力の自然条件によって変動する出力への対応、緊急時における系統の安定性の維持といった系統制約への対応が求められています。
- 今後は、太陽光、風力、小水力、バイオマスのさらなる導入とともに、ペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力発電など、強靱なエネルギー供給構造の実現につながる次世代技術の県内への普及も期待されています。

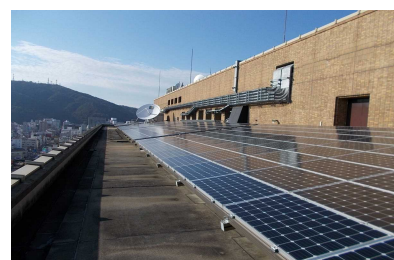
- さらには、事業者が再生可能エネルギーや水素エネルギーといった、クリーンエネルギーを導入することが重要になっています。
- LEDや蓄電池など、本県が有する省エネ・クリーンエネルギー技術を活かした新たな環境・エネルギー産業創出など、積極的な取組を進める必要があります。

取組展開

① クリーンエネルギーの導入促進

○クリーンエネルギーの先導的導入

- ・太陽光、風力、小水力、バイオマスなど多様なクリーンエネルギーの導入を加速することにより、クリーンエネルギーによる電力自給率を向上させます。
- ・「クリーンエネルギー最大限導入」の実現に向け、県民、事業者の関心を高め、太陽光発電設備の地域へのさらなる普及拡大を図るため、県有施設に「初期費用ゼロ円」モデルの「P P A（電力販売契約）」を活用した太陽光発電設備の導入を行います。
- ・太陽光発電等の新技術を先導的に導入し、県内におけるクリーンエネルギーの新たな活用や普及促進に取り組みます。
 また、ペロブスカイト太陽電池をはじめ、世界中で研究開発が進む「次世代型脱炭素技術」について、幅広く情報収集を行い、関係者との連携協力を図りながら、県内への導入を促進します。
- ・木質バイオマスの利用は、森林資源の保全や既存需要者との調整を念頭に、未利用材活用やカスケード利用を基本としつつ、エネルギー変換効率の高い「熱利用」等について、地域内での利用を促進します。
- ・地域資源である水素エネルギーについて、脱炭素効果をはじめ多様な意義をより一層県民に体感・実感してもらえよう、有効な普及啓発策を戦略的に推進します。



県庁の太陽光発電設備

○県営水力発電所の発電能力増強

- ・県営水力発電設備の最大限活用を図るため、計画的な発電能力増強に取り組めます。

② クリーンエネルギー関連産業の創出と振興

○クリーンエネルギーによる「地域の活性化」

- ・地球温暖化対策推進法による再エネ促進区域の設定を推進し、地域共生型のクリーンエネルギーの普及を加速化させ、地域の脱炭素化と地域経済活性化等の課題解決の同時達成を図ります。
- ・クリーンエネルギーを地域活性化につなげていくため、地域と共生したクリーンエネルギー発電施設の立地を促進し、地域経済の活性化を図ります。

○「環境・エネルギー」分野の重点的な企業誘致

- ・大都市圏で開催される展示会への出展や様々な啓発コンテンツを通じて、本県の優れた立地環境や立地優遇制度の情報発信を行うとともに、積極的な企業訪問を行い、蓄電池関連産業など、環境・エネルギー関連企業の誘致を推進します。

○エネルギー関連産業の創出

- ・カーボンニュートラルの取組を加速させる生産技術・バイオ素材の活用を通し、環境負荷を低減する次世代産業の創出を推進します。
- ・本県の科学技術振興の戦略的推進分野であるエネルギーテクノロジーやLEDテクノロジーの分野で、産学官による積極的な技術開発を進めます。

○「次世代光」関連産業の振興

- ・県立工業技術センターにおける「LEDトータルサポート拠点」としての機能を活かし、産学官連携による「次世代光」の「新用途開発・応用研究」とその成果を活用した新製品開発に取り組み、企業の「新事業展開」と「競争力の向上」を支援します。

○「徳島バッテリーバレイ構想」の推進

- ・脱炭素社会における成長産業である「蓄電池」について、サプライチェーンを見据えた「蓄電池産業の集積」を図り、「県民所得の向上」や「雇用の拡大」につなげるとともに、分散型エネルギー社会の実現を本県から推進します。

③ クリーンエネルギーを活用した防災・減災対策の推進

○防災拠点等へのクリーンエネルギーの整備推進

- ・災害に強い特性を有するクリーンエネルギーを活用し、「自立・分散型エネルギー社会」の構築のため、防災拠点となる施設（病院や学校、庁舎）や避難所施設に太陽光パネル、蓄電池の整備を着実に進めるなど、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進します。
- ・災害に強いクリーンエネルギーの特性や活用方法などを積極的にPRし、クリーンエネルギーを活かした「災害に強いまちづくり」に向けて

啓発活動を積極的に展開します。

- ・ 県内各地でのイベントとタイアップする形で普及啓発を実施し、「走る発電所」である燃料電池自動車（FCV）や「走る蓄電池」である電気自動車（EV）による外部給電の実演を行うなど、災害に強いZEV（Zero Emission Vehicle）を積極的に発信し、普及を促進します。



- ・ 地域資源である水素エネルギーについて、脱炭素効果をはじめ多様な意義をより一層県民に体感・実感してもらえるよう、有効な普及啓発策を戦略的に推進します。【再掲】

すだちくん EV Chargerステッカー

（２）脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換

現状と課題

- 脱炭素社会の実現に向けては、県民・事業者の皆さんと、ともに取り組む気候変動対策が求められます。
- 脱炭素社会の実現に向け、地域が主役となり、強みや潜在力（ポテンシャル）を生かした地方創生に資する取組が重要であり、県民一人ひとりの主体的な行動による脱炭素型ライフスタイルの早期転換や地域の実情に応じたクリーンエネルギーの有効活用が求められます。
- 世界的な脱炭素化への流れが加速する中、県内企業のサプライチェーンへの参入のために、企業活動におけるクリーンエネルギー活用や省エネによる脱炭素経営の推進が急務となっています。
- 経済分野では、本県には、「21世紀の光源・LED」の生産で世界的に大きなシェアを占めるLEDメーカーが立地しており、こうした地域特性やポテンシャルを活用した、「次世代LEDバレイ構想」の推進により環境配慮型産業の創出を積極的に進めています。
- 「次世代LEDバレイ構想」によるLED関連企業の新製品開発、高機能素材を活用した新技術の開発、食品残渣等の未利用資源の有効利用についての研究が課題となっています。
- 今後、環境配慮型産業は、グリーンイノベーションを通じたエネルギー制約の解決や新たな産業創出の潜在需要を掘り起こす課題解決型の成長産業として期待が高まっており、環境と経済の両立や地域産業の活性化・再生のため、その取組を加速化していくことが求められています。
- 農業分野においては、環境と調和した持続性の高い農業により生産されたエ

シカル農産物に対する消費者ニーズが高まっており、環境負荷を低減した農業の推進が求められています。また、持続可能性に配慮した調達を原則とした大阪・関西万博の開催は、エシカル消費市場の拡大の契機になると期待されています。

取組展開

① 脱炭素型ライフスタイルの早期転換

○脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた取組

- ・脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの早期転換を図るため、新たに「太陽光発電設備・蓄電池・EV」を「脱炭素・三種の神器」と捉え、県民や事業者における導入を促進します。
- ・ZEVの優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く県民の理解を深め、普及拡大に繋げるため、導入を推進します。
- ・電気自動車（EV）普及の鍵を握る「充電インフラ」について、移動経路、目的地など設置場所に応じた最適な充電ステーションを多様な主体との連携により、県下全域への整備を推進します。
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）や 県の公用車（EV） ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の導入及び既存ストック対策を促進します。さらに、エネルギー利用の平準化による省エネを図るため、蓄電池関連企業が立地する本県の強みを活かし、効率的なエネルギー利用に資する蓄電池の導入を促進します。
- ・家庭に対する「うちエコ診断」や事業者への「省エネ診断」を推進し、診断結果を活用した具体的な省エネ行動を促します。
- ・家庭や事業所、街灯などにおいて、照明のLEDへの積極的な切り替えを促進します。
- ・人や社会、地域、環境に配慮した消費行動を行う「エシカル消費」など、新たな価値観の共有を図り、意識の変革を促進します。
- ・「徳島夏・冬のエコスタイル」を拡大し、県民生活のエコ化を推進します。また、クールシェア、ウォームシェアを普及することにより、エネルギー使用のピークカット対策を推進します。
- ・都市機能の集約等による「歩いて暮らせるまち」の実現、公共交通機関や自転車等を重視した交通システムの構築、豊かな自然や未利用エネルギーの活用など、地域の特性を活かした環境への負荷の小さい都市・地



県の公用車（EV）

域づくりに取り組みます。

○フロン類の排出抑制・3Rの推進

- ・フロン排出抑制法や家電リサイクル法等の施行を徹底し、県民、事業者に対して、フロン類の回収・適正処理を促進します。
- ・オゾン層保護だけでなく、地球温暖化防止にも寄与するノンフロン製品等に関する情報を提供し、その使用拡大を促進します。
- ・家庭生活や事業活動から発生する廃棄物について、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の3Rを推進します。

② 脱炭素型ビジネススタイルの展開

○脱炭素型経営への支援

- ・脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの早期転換を図るため、新たに「太陽光発電設備・蓄電池・EV」を「脱炭素・三種の神器」と捉え、県民や事業者における導入を促進します。【再掲】
- ・地域金融機関や中小企業支援機関と連携し、脱炭素経営に取り組む中小企業を地域ぐるみで支援します。
- ・「とくしまエコパートナー」協定等の締結を積極的に行い、県と事業者・団体が共同で環境課題に取り組みます。



中小企業向け脱炭素経営セミナー

○グリーンイノベーションの「芽」の創出

- ・高等教育機関における産学官連携組織や地域支援組織と連携し、創・省・蓄エネ機器の開発や大気・水処理技術、自然再生など、グリーンイノベーションの「芽」を見つけ、育てる取組を推進します。

○「環境配慮型産業」の創出

- ・中小企業の新製品・新技術開発などを加速するため、「とくしま経済飛躍ファンド」による支援や、国等の競争的研究開発資金の確保に努め、本県中小企業の「ものづくり」技術を活かした環境配慮型産業の創出を図ります。

○環境関連等の調査研究の推進

- ・「LEDトータルサポート拠点」である工業技術センターの性能評価体制を充実させ、LED応用製品の開発支援を行います。
- ・再生可能な有機資源を原料とするバイオマテリアルなどを活用した環境負荷を低減する製品・技術の開発を推進します。

- ・未利用資源や金属などの有効活用についての研究開発を推進します。

○環境負荷の少ない農業生産活動の推進

- ・環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「とくしまエシカル農産物（GAP認証 取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物等）」の生産拡大を図り、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。



- ・農村地域の環境保全や資源の有効利用を図るため、農業用廃プラスチックの適正処理や排出量の抑制に努めます。
- ・農業生産者を対象に、土づくりの意識啓発、土づくりに関する資料の配付を行うとともに、土壌機能モニタリング調査、たい肥等の適正使用を推進します。

○農業生産活動における資源の循環利用等の推進

- ・家畜排せつ物など地域の有機質資源の利用を促進するため、生産たい肥の品質改善や広域流通体制の確立等を推進します。
- ・地域内で排出された農産加工品の残滓を堆肥化し、地域の農地に還元するなど、地域内での資源循環を促進します。

○環境と調和した農業生産活動を支えるしくみづくり

- ・未利用有機資源を有効活用する技術や、安全・安心な農産物の生産技術等、環境保全型農業技術の開発を推進します。

○条例等の着実な推進

- ・「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」に基づく一定規模以上の温室効果ガス排出事業者（特定排出事業者）の排出削減計画書の提出等の徹底を図ります。また、特定事業者以外の事業者（中小排出事業者）においても、事業活動における温室効果ガスの排出削減を進めるため、計画書等の提出を推進します。
- ・建築等における温室効果ガスの排出削減を進めるため、一定規模以上の新築や増改築に行う建築主の環境配慮計画書の提出等の徹底を図ります。また、一定規模未満の建築においても、それぞれの建築物の特性に応じた温室効果ガスの排出削減を推進するため、計画書等の提出を促進します。

- ・事業者の脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進するため、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む事業者の削減努力が見える化し、積極的に公表するとともに、特に優れた功績のあった事業者等に対しては、表彰の機会を創出し顕彰に努めます。

③ 自治体の脱炭素化推進

○「地域脱炭素」の推進

- ・国や市町村との連携により、脱炭素を通じて地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させ、地方創生に貢献する「地域脱炭素」を推進します。
- ・地球温暖化対策推進法による再エネ促進区域の設定を推進し、地域共生型のクリーンエネルギーの普及を加速化させ、地域の脱炭素化と地域経済活性化等の課題解決の同時達成を図ります。【再掲】

○県自らの率先的な取組

- ・エコオフィスとくしま・県率先行動計画やグリーン調達方針に基づき、県自らが地球温暖化防止に向けた取組を実行し、県の事務及び事業に関わる温室効果ガスの排出削減に取り組めます。
- ・「クリーンエネルギー最大限導入」の実現に向け、県民、事業者の関心を高め、太陽光発電設備の地域へのさらなる普及拡大を図るため、県有施設に「初期費用ゼロ円」モデルの「P P A（電力販売契約）」を活用した太陽光発電設備の導入を行います。【再掲】
- ・県公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規・更新車両は全て電動車を導入します。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

④ 地域資源を活用した吸収源対策

○森林等の吸収源に係る対策

- ・「とくしま協働の森づくり事業」などの森林保全整備ボランティアに積極的に参加することを推進します。
- ・企業活動や県民生活において、クレジットやオフセット商品の購入など、カーボン・オフセットが日常化されるように、普及啓発を実施します。
- ・二酸化炭素を長期的に固定できる建築物へ木材利用を促進させるとともに、建築用木材の安定供給を進めます。



とくしま協働の森づくり

(3) 気候変動への「適応」の展開

現状と課題

- 近年頻発している異常気象や南海トラフ巨大地震により、甚大な被害が危惧される本県においては、災害による被害を防ぎ、また被害を減らすと同時に復旧までの時間を短くするといった視点で対策を講じていく必要があります。
- 地震や津波の災害が発生した場合、災害廃棄物の発生によるCO₂の増加や、災害の発生そのものによる気候変動対策への遅れが予想されます。更には、有害物質の環境への漏洩や、被災建築物からアスベストが飛散するなど二次災害が懸念され、緊急時の体制を整備しておくことが必要です。
- 気候変動の影響による農林水産物の品質低下や収量減少が懸念されることから、気候変動に適応した安定生産及び供給体制を確立するため、関係機関と連携した品種育成や栽培管理技術の開発・普及の更なる推進が必要です。
- 風水害の頻発による操業停止や物流の断絶等、地球温暖化の影響により、企業のサプライチェーン（生産過程、生産物の販売、生産施設の立地など）に影響を及ぼすことが予想されています。
- 気候変動やその影響に関する普及啓発を通じ、県民、事業者等の理解を深め、幅広い主体における適応策への協力、実践を促す必要があります。

取組展開

① 気候変動に適応した防災・減災力の向上

○気候変動に適応した防災・減災力の向上

- ・気候変動により懸念される深刻な洪水、異常渇水等に備え、「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」により、流域における事前防災・減災対策に取り組みます。
- ・激甚化・頻発化する水害や土砂災害等に備えるため、吉野川・那賀川水系等において、無堤対策、ダム再生、土石流対策及び下水道等による「流域治水」を推進します。
- ・緊急輸送道路や生命線道路の整備を推進し、強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築に取り組みます。
- ・県民の防災意識向上を図り、地域における自助・共助の取組を強化します。
- ・災害に強いクリーンエネルギーの特性や活用方法などを積極的にPRし、クリーンエネルギーを活かした「災害に強いまちづくり」に向けて啓発活動を積極的に展開します。【再掲】
- ・県内各地でのイベントとタイアップする形で普及啓発を実施し、「走る

発電所」である燃料電池自動車（FCV）や「走る蓄電池」である電気自動車（EV）による外部給電の実演を行うなど、災害に強いZEV（Zero Emission Vehicle）を積極的に発信し、普及を促進します。【再掲】

○環境モニタリング体制の整備

- ・有害物質の漏洩飛散などによる環境影響の把握や対策を迅速かつ的確に進めるため、事業者等の有害物質の保有情報を集積します。
- ・災害が起きた場合の体制強化を図るため、環境保全協定等締結事業者と連携し、情報の共有を図ります。
- ・あらかじめ災害の規模・地域性などの特性に応じたモニタリング体制の整備を進めます。

② 気候変動に適応した産業の振興と県民生活の安定

○安定的な生産・供給体制の確立

- ・地球温暖化をはじめ気候変動に適応し、持続可能な農林水産業の実現を図るため、気候変動による影響を回避・軽減する新品種・新技術の開発や、温暖化を効果的に活用した農林水産物のブランド創出を加速化します。



レンコン早生品種「阿波白秀」



水稲品種「あきさかり」

- ・治山施設の整備を推進し、森林の持つ公益的機能の維持・向上を図るとともに、森林管理を適正に行うため、公有林化や森林境界の明確化、林内路網整備等を推進します。

○気候変動の影響によるリスクの回避

- ・事業活動等への気候変動による影響について情報収集・調査研究し、適切に情報提供を行うことにより、企業における適応の取組を促進します。

○気候変動の影響の効果的活用

- ・地球温暖化の防止や適応に資する環境関連製品や技術について幅広く県民に周知し、それらの優先的な選択（エシカル消費）を推進することにより、企業における適応の取組を促進します。
- ・ビジネスチャンスや地域資源の創出・拡大に向け、企業等への気候変動

に関する適切な情報提供を行い、適応策に資する関連製品、技術開発の取組を促進します。

○「適応策」に対する理解の促進

- ・ 県民生活や事業活動における気候変動の影響について理解を深め、日常の行動へつなげられるよう、情報提供や普及啓発を実施します。
- ・ 気候変動やその影響に関する情報提供等を通じ、幅広い主体における適応策への協力、実践を促します。
- ・ 地域において、気候変動への適応に関するの情報収集・提供等を行う拠点（地域気候変動適応センター）機能を担う体制の充実に努めます。

2 好循環とくしま

「めぐる」：全てがめぐる持続可能な循環型社会の構築



目指すべき将来の姿

- ・ごみ処理の適正化や、新技術の活用による廃棄物の減量化・再資源化の更なる推進により、全てを資源に繋げる県「ゼロ・エミッション徳島」として、環境負荷が低減された循環型社会への転換を遂げています。
- ・生活排水処理施設の整備が進み、県民が快適・安心に暮らすことができる生活環境や、公共用水域の水質保全によるきれいな水環境づくりが図られています。
- ・良好な大気・水質や安全な土壌などが保全され、健康で安全・安心に暮らせる生活環境が守られています。
- ・生物多様性が保全され、水産資源の持続可能な利用が確保された豊かな海（里海）が実現されています。
- ・廃棄物が適正に処理され、不法投棄がなくなり、安全安心な生活環境が実現しています。
- ・農業生産資材や家畜排せつ物などについては、適正な管理・処理が行われるとともに、バイオマス資源としての利活用が推進され、環境に配慮した持続可能な農林水産業が営まれています。
- ・大規模地震、津波、豪雨などの自然災害発生時において、速やかに災害廃棄物を処理できる体制が構築され、衛生状態の悪化及び環境汚染の最小化が図られます。

(1) 水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全

現状と課題

- 本県は、吉野川、那賀川及び勝浦川等の各水系を中心とした多くの河川を有するとともに、播磨灘、紀伊水道及び太平洋に面しており、その多様な水環境は、漁業、農業及び工業等の産業や生活の源として、また住民の交流の場として広く利用されていますが、降水量の多い時期が偏っている上、地形が急峻であるなど、地形や気象などの面から水利用に関しては厳しい条件を有して

おり、たびたび、洪水及び濁水に見舞われています。

- 公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質については、近年、おおむね環境基準を達成しており、良好な水質を維持していますが、家庭からの生活排水を主な原因とする都市中小河川等の一部で水質汚濁が依然、問題となっています。閉鎖性水域である瀬戸内海の水質環境を保全するため、総量削減計画を策定し、削減目標達成に向けて、総合的な施策を推進しています。
- 栄養塩類である窒素、リンの管理の在り方については、令和3年6月に一部改正された瀬戸内海環境保全特別措置法において、「栄養塩類管理制度」が創設されたことを踏まえ、本県海域の実情に応じた栄養塩類の管理に取り組んでいく必要があります。
- 近年、藻類養殖において、海水中の栄養分の低下による色落ちが発生していることから、その対策が課題となっています。
- 人の手が加わることにより、美しい景観が形成され、生物の多様性及び生産性が確保された豊かな海（里海）を創生し、次世代に継承していくため、「とくしまのSATOUMI（里海）」の実現に向けた各種施策を推進しています。
- 台風の常襲地域であり、浸水被害に悩まされてきたため、汚水対策より雨水対策を優先してきた結果、水洗化率は全国平均並であるものの、生活排水処理施設の整備が遅れています。
- 県では、令和4年12月、「とくしま生活排水処理構想2022～未来に繋がる水環境を目指して～」を策定し、令和17年度における汚水処理人口普及率95%以上を目標に、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等の各種処理施設の整備を進めることとしています。
- 合併処理浄化槽が本来の性能を発揮するためには、使用者による適正な維持管理が必要であることから、浄化槽法で定める検査制度を含め、県民への周知に努めています。
- 過去に整備した農業集落排水施設は、老朽化等により汚水処理機能の低下が発生しています。
- 市街化が進展する地域においては、開発により、雨水浸透機能が低下し、湧水の枯渇、平時の河川水量が減少したり、近年、局地的な大雨の発生回数が増加し、都市型水害の発生が懸念されていることから、雨水を浸透させ地下水涵養機能を向上させたり、雨水の貯留及び有効利用を進め、河川や下水道への流出を抑制する必要があります。
- 健全な水循環を創出するためには、行政主導で進めるものや、県民の協力が不可欠のものが多くあり、県民と行政が両輪となって、地域特性に応じた雨水浸透機能の促進や雨水貯留に取り組んでいく必要があります。
- 濁水時及び災害等の非常時において、水資源の確保が困難となることを想定

し、雨水を貴重な水資源と捉え、有効に活用する手段を平時から講じる必要があります。

- 近年、徳島県の大気の状態は、全般的に良好な状況にあります。環境基準及び指針値の定められている項目は、県下の測定地点、ほぼ全ての項目について達成しています。
- 「微小粒子状物質（PM_{2.5}）」については、環境基準を達成していますが、国内の発生源だけではなく、中国大陸からの飛来も大きく影響していることから、引き続き注視していく必要があります。
- 大気環境の監視・観測体制は、工場・事業場（固定発生源）を原因とする産業型公害、自動車による都市生活型公害を対象に、工場・事業場や、交通量の多い東部臨海地域を中心に行ってきましたが、東アジア地域からの越境大気汚染など広域での新たな大気汚染にも対応するため、測定局舎の配置を見直し、全県域をカバーした監視を行っています。
- 土壌・地盤環境は、人を含む生物の生存基盤として、また物質循環の要として重要な役割を担っており、食糧生産、水質浄化、地下水かん養など多様な機能を有しています。
- 土壌汚染は、工場等からの廃液や粉じんの飛散、廃棄物の投棄などが原因で生じることがあります。また、近年、工場跡地等における有害物質等による環境汚染が全国的に顕在化していることや、化学物質による環境汚染の懸念が高まっていることから、土壌汚染対策法等を踏まえた適切な取組が、これまで以上に求められています。
- 地盤沈下、地下水の塩水化及び地下水位の低下は、地下水が過剰に揚水されることにより引き起こされます。現在のところ、県内河川の下流域の一部では、地下水の塩水化が見られるものの状況は安定しており、顕著な地盤沈下も確認されていません。

取組展開

① 総合的な水資源保全対策の推進

○水環境保全の総合的推進

- ・本県の公共用水域の良好な水質を保全するとともに、生物多様性・生産性が確保された豊かな水環境を創生し、次の世代へと引き継いでいくために、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」や「総量削減計画」等に基づき、各種施策を総合的に推進します。
- ・「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」を策定し、これに基づき測定を実施することで、県下全域の水環境を把握します。

用区域の拡大を図ります。

- ・住民負担が少なく、市町村の主導により計画的に推進可能で、適切な維持管理が期待できる公共浄化槽を積極的に推進します。
- ・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進し、その普及に努めます。
- ・浄化槽がその機能を十分に発揮するよう、適正な維持管理の徹底を促進します。
- ・農業集落排水施設の最適整備構想に基づき、施設の再編（農業集落排水施設の統合や下水道への接続等）又は機能強化対策を推進します。

○事業場排水対策の推進

- ・法令等に基づき、排水基準の適用される特定事業場へ立入調査を実施し、排水基準の遵守状況を確認するとともに、排水処理等の管理状況の監視、指導を行います。
- ・排水基準のような濃度基準に加えて、事業場から排出される汚濁物質の量を規制する総量規制基準を設定し、公共用水域の水環境保全をより一層推進します。
- ・小規模事業場に対して、計画的に立入調査を実施し、排水等に係る実態を把握するとともに、「小規模事業場等排水対策指導指針」に基づく指導、助言を行います。



工場の排水監視

○農業分野での水対策の推進

- ・環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「とくしまエシカル農産物（GAP認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物等）の生産拡大を図り、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。【再掲】

③ 安心できる水質確保対策の推進

○有害化学物質対策の推進

- ・有害物質使用特定事業場への立入調査を計画的に実施し、有害物質に係る排水基準遵守状況等の監視、指導を実施します。
- ・徳島県水道水質管理計画に基づき、水道水源の水質監視を計画的に実施します。
- ・水道水質基準への対応など適正な水道施設・水質管理を確保するため、水道事業者への指導等を行うとともに、飲用井戸等の管理の適正化を図ります。

○地下水汚染対策の推進

- ・特定事業場への立入調査等を通じて、有害物質の使用、保管、処理の状況について監視、指導等を行い、有害物質の地下への浸透による地下水汚染の未然防止を図ります。

○水質汚濁事故発生時の組織横断的対応

- ・公共用水域への油流出等の水質汚濁事故が発生した場合に、国、市町村、県関係部局と連携し、迅速に対応します。

④ 流域の視点からの水循環対策の推進

○水量の維持・増進対策の推進

- ・工場・事業場等における地下水の使用の合理化等を推進することで、過剰な揚水を抑制し、地盤沈下、地下水塩水化及び地下水位の低下を防止します。
- ・湧水などの水源にもなる地下水の涵養に資するため、公共施設において雨水浸透施設の設置を推進します。
- ・県民が取り組める有効なツールとして、屋根排水を集水して地下に浸透させる住宅用の雨水浸透ますの設置を促進します。
- ・また、雨水浸透ますだけでなく、浸透トレンチや庭、駐車場などのオープンスペースにおける雨水浸透機能を促進します。
- ・事業場などに対しても、雨水浸透ますなどの設置を促すことはもとより、雨水貯留施設を設置する場合に雨水浸透機能を付加させることで、雨水浸透の普及を促進します。

○広域連携による水環境保全の促進

- ・流域の健全な水循環の確保に向けた総合的な取組が図られるよう、流域自治体と連携して水環境の保全を推進します。

⑤ 海域等における環境保全の推進

○漁場環境保全対策の推進

- ・漁場機能の回復と漁場環境の保全を図るため、河川等から流出した廃棄物等により漁場機能が低下している海域において廃棄物等の除去を実施します。
- ・海水中の栄養分低下により発生する養殖藻類の色落ち対策に取り組みます。
- ・海域の栄養塩類の管理に向け、産学官連携による栄養塩類供給の実証実験に着手し、長期的な視点から、栄養塩類供給方策を検討します。

○海岸環境保全対策の推進

- ・海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、市町村と連携して、海岸漂着物の回収・処理及び海岸漂着物等の原因となる不法投棄の防止に努めます。



海ごみの回収

⑥ 水質の監視・観測体制の充実

○水質の常時監視等の実施

- ・公共用水域、地下水の水質の状況の常時監視を測定計画に基づき実施します。
- ・瀬戸内海関係府県と協調して、広域的な水質環境調査などを実施し、瀬戸内海の全体的な水環境を把握します。
- ・県民と協働して海岸生物調査や水生生物調査などを行い、水環境の評価手法や現状の周知を図ります。

⑦ 大気汚染に係る固定発生源対策の推進

○工場・事業場対策の推進

- ・法令等に基づく規制の実施、遵守状況の把握及び指導の徹底を図ります。
- ・「水銀に関する水俣条約」の発効による、水銀排出規制に関して、周知・指導に努め、適切な対応を図ります。

⑧ 大気汚染に係る移動発生源対策の推進(交通公害対策の推進)

○自動車排気ガス排出抑制対策の推進

- ・アイドリングストップ運動の推進を図ります。

○公共交通機関の利用促進等

- ・利用啓発イベントや企画乗車券の発行により、公共交通機関の利用を促進するとともに、パーク・アンド・ライドやM a a Sの構築により、利便性を向上し、マイカー利用から公共交通利用への転換を図ります。
- ・地域の多様な交通資源を活用したモーダルミックスの推進により、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築を進めます。

⑨ 有害大気汚染物質対策の推進

○モニタリングの実施

- ・有害大気汚染物質である優先取組物質についてモニタリングを実施します。

⑩ 酸性雨対策の推進

○酸性降下物（酸性雨等）のモニタリング等の推進

- ・ 県内の酸性雨を継続して調査するとともに、酸性雨による環境への長期的影響の情報収集や研究を推進します。
- ・ 窒素酸化物や硫黄酸化物など酸性雨の原因物質の排出を抑制するため、工場・事業場のばい煙や自動車排気ガスなどに対する大気環境保全対策（固定及び移動発生源対策）を推進します。

⑪ 大気の監視・観測体制の充実

○監視対象地域の拡大

- ・ 越境大気汚染など新たな大気汚染に対応するため、全県域を対象とした監視・観測を行います。

○アスベスト飛散防止対策の推進

- ・ 環境大気中のアスベスト濃度監視や、アスベスト含有建築物等の解体等工事の立入検査を行うなど、更なるアスベスト飛散防止対策を推進します。



「たいきみらい号」による空気の監視

○災害時のアスベスト飛散防止対策の推進

- ・ 災害廃棄物仮置場等からのアスベスト飛散による二次被害を防止するため、環境モニタリングの実施に向けた取組を推進します。

⑫ 土地汚染対策の推進

○事業場等における土壌汚染対策の推進

- ・ 特定有害物質等を取り扱う工場・事業場において、漏洩等による土壌汚染を防止するため監視・指導に努めます。
- ・ 土壌汚染対策法及び生活環境保全条例の適正な施行を図るとともに、汚染が確認された場合は、汚染状況の調査や汚染土壌の改善対策等を指導します。
- ・ 生活環境保全条例に基づき、県内各地の特定事業場の土砂等の監視等を継続して行います。
- ・ 県外から港湾施設に仮置きされ、特定事業地（知事認可）に搬入される土砂を、一船ごとに目視等調査を行い、土壌検査により安全性が担保されるまで移動を制限するなど厳しい監視を行います。
- ・ 環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「とくしまエシカル農産物（GAP認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産

物等)の生産拡大を図り、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。【再掲】

⑬ 地盤沈下・塩水化対策の推進

○地下水の適正利用等の推進

- ・地下水の塩水化及び地下水位の状況について、定期的な調査を行うとともに、関係機関と連携して地盤沈下の実態を把握します。
- ・生活環境保全条例の規定に基づき、関係機関と協力して、地下水採取の規制や地下水利用の合理化等の地下水保全対策を推進します。

(2) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止

現状と課題

- 環境騒音は近年改善が進んできており、令和4年度の測定結果では、環境基準の達成率は、一般地域（道路に面する地域以外の地域）では100%となっています。
- 自動車交通騒音はほぼ横ばいで推移しており大きな変化は見られませんが、今後の交通量の動向によっては悪化する可能性があります。
- 令和4年度における騒音・振動・悪臭に係る公害苦情件数の状況をみると、騒音が最も多く、近年は年間50件程度で推移しています。
悪臭は、年度により増減が見られますが、年間40～60件前後で推移しています。
振動は年間数件程度と件数そのものが少ない状況です。
- ダイオキシン類の排出については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制が行われています。本県における、大気、水質、底質、地下水、土壌のダイオキシン類濃度は環境基準を達成しています。
- 流通する膨大な種類の化学物質の中には、環境中に排出されることで人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあり、ダイオキシン類等の排出量の把握や、処分期間が定められているポリ塩化ビフェニル(PCB)の処理、化学農薬の適正使用等が求められています。
- 化学物質による影響やその発生の仕組みの科学的な解明は極めて難しいため、化学物質の適切な排出管理を推進するとともに、化学物質問題に関する情報の共有や理解を促進し、社会全体として環境リスクを低減することが重要となっています。

取組展開

① 騒音・振動対策の推進

○規制・指導等の充実

- ・町村の意見を踏まえ、土地利用等の実情に応じて、騒音に係る環境基準の類型指定や見直し、規制地域の見直しを行います。
- ・監視測定体制の充実を図り、実態の把握及び評価を行います。
- ・市町村に対する助言や技術支援等を推進します。

○発生源対策の推進

- ・道路交通騒音対策を次のとおり推進します。
 - ア 交通流の円滑化対策の推進
 - イ 騒音実態を踏まえた道路構造対策等の推進
- ・航空機騒音対策や在来鉄道騒音対策については、必要に応じて発生源対策の実施を関係機関に要請します。
- ・工場・事業場からの騒音対策については、住工分離など土地利用の適正化を図ります。

② 悪臭対策の推進

○規制・指導等の充実

- ・町村の意見を踏まえ、悪臭実態等に応じた規制地域や規制基準等の見直しを行います。
- ・市町村に対する指導や普及啓発等を推進します。
- ・悪臭実態の把握や臭気指数による調査手法の導入など評価・分析手法の充実に努めます。

○発生源対策の推進

- ・工場の立地等にあたっては、住工分離など土地利用の適正化を図ります。
- ・畜産業からの悪臭の発生を防止するため、家畜ふん尿の処理・保管施設の整備を推進します。

③ 化学物質のリスク評価の推進

○汚染実態及び環境リスクに関する調査の推進

- ・ダイオキシン類、その他化学物質による大気、水質、土壌など環境汚染実態のモニタリングを推進します。
- ・P R T R制度に基づき、化学物質の排出・移動状況を適切に把握します。

④ 化学物質の安全管理の推進

○排出抑制対策の推進

- ・発生源からのダイオキシン類を抑制するため、工場・事業場や廃棄物焼却炉等への監視、規制・指導の徹底を図ります。
- ・規制外の小規模焼却炉の使用中止等の啓発、野焼き等の監視・指導など総合的な対策を推進します。
- ・PCB廃棄物の処分期間内における適正処理を推進します。

○適正な管理・利用の推進

- ・P R T R制度の周知・徹底や技術指導等を通じて、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進します。
- ・化学物質に関する県民の正しい理解が得られるよう、「とくしま環境県民会議」等、本県の高い産学民官の連携システムを活用し、化学物質問題に関する各種情報の整備・提供、普及啓発、リスクコミュニケーション等を推進します。

(3) 資源の循環利用

現状と課題

- 大量の廃棄物の発生は、処理施設の不足や不法投棄・不適正処理などの様々な問題を引き起こしており、廃棄物の減量化と適正処理の推進は緊急の課題となっています。
- 産業廃棄物の排出量について、排出抑制や資源化の取組を推進しています。
- 産業廃棄物は、排出量が多大であることから、再生利用と減量化を推進する必要があります。
- 県内での一般廃棄物の排出量は、253千トン（令和3年度）であり、全国と同様に近年減少傾向にあるものの、リサイクル率は16.6%（令和3年度）であり、全国より低く、近年横ばい傾向にあります。そのため、県内市町村におけるごみの減量化やリサイクルへの取組を一層推進する必要があります。
- 食品ロスやプラスチックごみによる海洋汚染等は、生活に身近な環境問題の一つであり、これらの削減や抑制に取り組むことは、エシカル消費の理念にもつながり、今後一層の取組の推進が求められています。
- 県内での建設廃棄物のリサイクル率は、令和3年度において99%と高水準で、適正処理がなされており、今後も更なるリサイクルの推進及び高水準の維持が求められています。
- 本県の農業用廃プラスチックの回収率は、令和4年度末において99%と高い水準で適正処理が行われています。今後も、徳島県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会、市町村、JA等の連携のもと、農業者への意識啓発に

努め、適正処理を維持していく必要があります。

- 近年、畜産農家は堆肥化施設を整備しながら耕種農家と連携し、畜産バイオマス資源の有効利用に努めてきましたが、畜産経営の大規模化、地域的偏在の進展、耕作地の減少等に対応するため、生産した良質堆肥を有効に利用することが必要になっています。

取組展開

① ゼロ・エミッションとくしまの推進

○各種関連法規の円滑な運用

- ・関係機関等との連携のもとで、循環型社会形成推進関連法や各種リサイクル法の円滑な運用を図ります。

○廃棄物処理計画の着実な推進

- ・徳島県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に向けた取組を推進します。

○廃棄物の資源循環利用の促進

- ・使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再利用し、半永久的に資源を循環させるペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）や、携帯電話をはじめ使用済小型電子機器等から金属を回収し、再利用する都市鉱山等の技術革新を活かし、家庭ごみやし尿等の資源循環利用を推進します。

② 廃棄物の発生抑制対策の推進

○3Rの総合的な取組の推進

- ・ごみ問題に取り組む住民団体等との連携を図り、施策に関する意見交換を行うとともに、地域に根ざした活動に対し支援を行います。
- ・排出者責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみの減量化・リサイクル化の促進に効果が見込まれるごみ処理の有料化を推進します。
- ・多量排出事業者や業界団体などによる自主的な産業廃棄物の発生抑制の取組について指導や助言を行います。

○消費行動等によるプラスチックごみ削減の推進

- ・海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解の促進と、使い捨てプラスチック製容器包装・製品が不必要に使用・廃棄されないことがないように、「とくしま環境県民会議」と連携し、県民の意識変革を図ります。
- ・県民一人ひとりにプラスチックごみを出さない消費行動を実践していただけるように「マイバッグキャンペーン」や「マイボトルキャンペーン」などの啓発活動に努めます。

- ・ごみの減量や資源化などに配慮している小売店等を認定し、広く県民にPRする「エコショップ」「スーパーエコショップ」制度の更なる推進を図ります。
- ・包装の簡素化やレジ袋・食品トレイの廃止など、積極的にプラスチックごみ削減に取り組んでいる小売店を「プラスチックごみ削減協力店」として新たに認定し、小売店での削減を図ります。
- ・「徳島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、関係行政機関・市町村・民間団体等と連携して、漂着物等の回収・適正処理・処分・資源化を進めるとともに、県民に対して発生抑制に係る情報提供や普及啓発を実施します。

○食品ロス削減の推進

- ・一般廃棄物の減量につながる「食品ロス削減」対策を推進するため、「食品ロス削減推進計画」に基づき、普及啓発活動やフードバンク活動拡充の支援を行います。
- ・県、市町村、事業者、消費者等のあらゆる主体が連携し、それぞれの立場で食品ロス削減に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ります。

③ 資源の回収・再生利用の推進

○リサイクル体制や市場育成の促進

- ・県内事業者等のリサイクル製品の普及を図るとともに、リサイクル製品に関する情報の周知に努めます。
- ・ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）をはじめとしたプラスチックの3Rの更なる推進を図ります。
- ・衣服の生産から着用、廃棄に至るまで、環境負荷を考慮したサステナブルファッションの取組について、普及啓発を行います。
- ・プラスチックごみの徹底した分別回収・再資源化が行われるよう、一般廃棄物行政を所管する市町村と協力し、効果的・効率的なリサイクルを推進します。



○事業者によるリサイクルの促進

- ・循環資源の回収・リサイクルの促進を図るため、関係団体と連携した取

組を進めます。

- ・企業局管理の浄水場で発生する泥土やダムにおける流木などの未利用資源の有効活用を進めます。
- ・建設副産物のリサイクルを促進するため、工事間利用や公共工事におけるリサイクル製品の利用拡大を推進します。
- ・リサイクル認定制度の周知に努め、リサイクル製品及び3 Rモデル事業所の認定を推進します。



徳島県認定リサイクル製品・3 Rモデル事業所ロゴマーク

○農業におけるリサイクルの促進

- ・農業用廃プラスチックの回収及び適正処理を推進します。
- ・家畜排せつ物の堆肥化施設の整備や耕種農家との連携強化による堆肥の流通促進等、畜産バイオマス資源を循環利用する資源循環型の畜産を推進します。

○各種リサイクル法による再商品化の推進

- ・家電リサイクル法やプラスチック資源循環促進法など各種リサイクル関連法について、市町村における取組を推進するため、技術的支援や助言を行うとともに、県民への周知を徹底し、適正なりサイクルの推進を図ります。
- ・徳島県分別収集計画に基づき、市町村における容器包装廃棄物の分別収集の徹底や再生利用を促進します。

○太陽光パネルのリサイクル・リユースシステムの推進

- ・固定価格買取制度（FIT）により、急速に導入された太陽光パネルについては、2030年代後半に、使用済の太陽光パネル等の大量廃棄が見込まれていることから、大量廃棄のピークに対処できるよう、計画的に対応策を検討します。

(4) 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策

現状と課題

- 廃棄物の処理コストの増加などから、廃棄物の不法投棄や不適正処理の増加が懸念されます。
- 産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の設置や稼働状況、周辺的生活環境への影響について、県民は高い意識を持っています。

- 本県の一般廃棄物処理施設は、稼働年数が長期間にわたり、廃棄物を単純に焼却することしかできない施設が多く、エネルギーの回収及び有効利用の促進が課題となっています。
- 南海トラフ巨大地震の発生時には、大きな被害が想定される徳島県において、阪神・淡路大震災、東日本大震災等での教訓を生かし、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物の処理について、平時からその処理体制に関し、市町村や関係団体、さらには、近隣府県等と検討を深め、万全の準備をしておく必要があります。

取組展開

① 不法投棄の撲滅など廃棄物の適正処理の推進

○廃棄物の適正処理の推進

- ・適正処理の意識や処理技術の向上に関する研修等を実施し、優良な産業廃棄物処理事業者の育成を推進します。
- ・排出事業者や処理事業者への監視・指導の強化及びマニフェスト制度の普及促進により、産業廃棄物の適正処理を推進します。
- ・本県独自の「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」の普及により優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。
- ・市町村の一層の広域的連携も視野に入れ、適正な処理体制の確立を促進します。

○処理施設の安定的確保の推進

- ・一般廃棄物の再生利用及び適正処理を推進するため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備を促進します。
- ・産業廃棄物の減量化や再生利用を推進するため、リサイクル施設等の中間処理施設の整備を促進します。
- ・廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の適正な維持管理が行われるよう、構造基準への適合状況を定期的に検査するとともに、施設の設置者に対して厳正な指導を実施します。

○不法投棄等の不適正処理の防止

- ・関係機関と連携し、不法投棄や違法な不用品回収など、不適正処理の防止に努めます。



不法投棄防止夜間パトロール



不法投棄撲滅看板

- ・企業や団体・地域住民等の連携による不法投棄監視体制の充実に努めます。
- ・パトロールや監視カメラ等の活用などにより、不法投棄の早期発見や拡大防止を図ります。

○県民参加による環境美化活動の推進

- ・とくしま環境県民会議と連携して、「ごみゼロの日」キャンペーン等を率先的に実施し、県民、事業者、民間団体などの環境美化の取組を促進します。

② 廃棄物からのエネルギーの回収・利用

○廃棄物処理施設の高度化の推進

- ・市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、エネルギーの回収及び有効利用を図るため、広域的かつ総合的な「一般廃棄物処理施設」の整備を促進します。
- ・「一般廃棄物焼却施設」の新設においては、ごみ発電等の余熱利用についての積極的な取組を支援するとともに、「し尿処理施設」の整備に際しては、メタン回収設備の導入等を推進します。

③ 災害廃棄物処理体制の強化

○災害廃棄物の仮置場候補地の選定

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生に備え、災害廃棄物の発生量、処理可能量を見込み、処理期間を3年間として算定した仮置場必要面積を確保するため、市町村において仮置場候補地の選定を進めます。

○職員への教育訓練

- ・県、市町村等の職員の災害廃棄物への対応能力を養うため、継続的に教育訓練を実施します。

○広域処理体制の整備

- ・災害廃棄物の処理について、国や関係自治体、関係団体等と連携し、県

内及び県域を越えた広域的な処理体制の整備に努めます。



災害廃棄物対応訓練

3 癒しの郷とくしま

「まもる」：地域でまもる生物多様性の継承



目指すべき将来の姿

- ・吉野川や那賀川をはじめとする河口干潟では、シオマネキに代表される汽水域特有の希少野生生物が豊富に生息しています。また、田んぼにいるドジョウなどの多種多様な生きものを狙って、サギやコウノトリが飛来し、冬場にナベヅル等が越冬しています。
- ・森林から供給される水資源をはじめとした自然サービスが川・里・海などの生態系を支えるとともに、持続可能なかたちで利用されています。
- ・生態系のバランスの中で、野生鳥獣は適正な個体数で維持され、農林業被害も低減されています。
- ・環境と調和した地域づくりの推進により、本県の水環境や森林環境は更に豊かになるとともに、生物多様性の確保や野生鳥獣の適正管理により、人と自然が共生する徳島が実現されています。

(1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

現状と課題

- 本県は、西日本第二の高峰剣山をはじめとする山地や、「四国三郎」と呼ばれる吉野川に代表される多くの河川、変化に富んだ海岸線など複雑な地形が広がるとともに、温暖な気候から四国山地の寒冷な亜寒帯気候まで多彩な気候に囲まれ、多様で豊かな自然環境が形成されています。
- 県内には、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園が6箇所、総面積38,706haの自然公園が指定され多くの県民に利用されています。
そのほか「四国のみち」の再整備により県民の自然とのふれあいの場や機会の創出が図られています。
- 2030年までに陸域・内陸水域と沿岸域・海域のそれぞれ30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30」が世界共通の目標として掲げられています。
- 自然災害やオーバーユースにより、失われたり損なわれたりした自然環境の

再生が必要となっています。

- 経費的に維持管理が困難となっている中で、自然とのふれあいや理解を深めるための継続可能な基盤整備や機会の創出が課題となっています。
- 生息域の拡大により、農林業や自然生態系に被害を及ぼしているニホンジカやイノシシ、ニホンザルについては、被害軽減に向けた計画的な取組が求められています。
- 森林破壊や気候変動により、野生動物や媒介動物の生息環境が変化し、ヒトの生活圏と重なることで、動物から人に感染する「動物由来感染症」を招くことから、「人と動物、環境の健康はひとつ」という「ワンヘルス」の理念浸透と実践行動が求められています。

取組展開

① 多様な自然環境の保全の推進

○原生的な自然や優れた自然環境の保全の推進

- ・国立公園、国定公園及び県立自然公園制度のほか、自然環境保全地域等の各種制度を活用し、土地利用等の各種行為規制を推進します。
- ・保全すべき自然環境が人為的あるいは非人為的に劣化している場合には、自然再生推進法等を踏まえ、その復元や景観の維持等に努めます。

○身近な自然環境の保全及び創出の推進

- ・自然との共生を県民が身近に感じるため、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープ（生物の生息空間）の保全及び創出を県民協働で推進します。
- ・県内の「保護区域以外の生物多様性の保全・管理が図られている区域の拡大」に向け、「民間等による生物多様性保全の取組」について支援します。
- ・間伐や抜き伐りを進め、下層植生を増やし、複層林、針広混交林へ誘導するとともに、広葉樹の植栽や保育を行う多様な森林づくりを推進します。

○美しく豊かな海洋環境の保全

- ・藻場、干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げを行うため、藻場造成等を行うとともに、漁業者や地域住民等による保全活動が一体となった取組を推進します。
- ・地球温暖化による海水温上昇などの影響で、消滅や変容の恐れがある貴重な海洋生態系について、地域住民・団体等と連携した保全活動を推進します。
- ・里海づくり活動の中心的役割を担う「里海創生リーダー」等の人材育成

を図り、リーダーと連携して里海づくりを推進します。【再掲】

○ワンヘルスの普及・啓発

- ・ 医師・獣医師・環境分野の研究者など、各分野の専門家の連携体制を強化するとともに、県民に対するワンヘルスの普及・実践を推進し、ワンヘルス実践社会の構築を目指します。



ワンヘルス 普及啓発 リーフレット

② 野生鳥獣適正管理の推進

○特定鳥獣の適正管理の推進

- ・ 被害軽減や人と野生鳥獣との共存を目指すため、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、科学的な知見により策定した適正管理計画に基づく取組を推進します。



ニホンジカによる食害

③ 自然とのふれあいや理解の推進

○ふれあいの場の整備の推進

- ・ 国立公園、国定公園及び県立自然公園において、全国のモデルとなる施設整備を計画的に進めるとともに、管理運営体制を適切に整備します。
- ・ 「四国のみち」に代表される自然歩道などの整備を推進します。

○ふれあい機会の充実・提供

- ・ 佐那河内いきものふれあいの里などの拠点施設の充実を図るとともに、自然観察会など自然体験型プログラムの充実や人材の育成を推進します。



四国のみち 雨乞の滝



佐那河内いきものふれあいの里

○鳥獣保護思想の普及啓発

- ・愛鳥週間（毎年5月10日から16日まで）などをおして、自然の中で鳥獣に親しみ、自然を保護する心を育むための啓発を行います。

○調査研究や普及啓発の推進

- ・自然環境や生物多様性に関する情報の収集・整備・提供を図るとくしま生物多様性センターが、県民、関係団体、大学等の研究機関との連携を強化し、生物多様性に関する調査研究や普及啓発を推進します。

(2) 癒しの郷とくしまの創造

現状と課題

- 地域の特色や自然環境と調和した美しい町並や歴史的・文化的資源は、快適で魅力的な地域環境を形成する重要な要素です。
- 文化的景観、歴史的景観を有する地域が県内には多数所在しています。
- 本県には数多くの有形・無形文化財、史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群などがあり、それらの指定や保護を図っています。
- 地域の自然環境やまちなみと調和した良好な地域景観の維持・形成が必要です。
- 地域の特色や資源を生かした歴史的・文化的資源の保護・保全・継承が重要です。
- 開発の進行、過疎化など社会構造の変化により、先祖から受け継がれてきた良好な文化的景観が失われつつあります。
- 国は文化的景観を守るため、平成16年に景観法を制定、17年に文化財保護法を一部改正し、重要文化的景観を文化財に位置づけました。
- 重要文化的景観に選定されるためには、市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定するとともに、文化的景観に関する調査を行う必要があります。県内では、既に8市町が景観行政団体となっています。
- 徳島県の令和3年度末の1人当たり都市公園等面積は、10.2㎡であり、全国平均の10.8㎡を下回っていますが、全国平均以上を目指し、都市公園の整備を推進しています。
- 今後、都市緑化を推進するためには、県民の都市緑化意識の高揚や地域住民が利用される都市公園の緑化に取り組む必要があります。

取組展開

① 身近な緑や水辺の保全・創造の推進

○身近な緑の保全・創造の推進

- ・第25回全国「みどりの愛護」のつどいで高めた緑化推進の機運を更に盛り上げるために、緑豊かな環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる県民運動を展開します。
- ・都市緑化の県民意識の向上を図るため、「暮らしの緑化推進絵画コンクール」による普及啓発、また都市公園内花壇を官民協働で維持管理していく、「みどりのキャンバスプロジェクト事業」を展開します。

○身近な水辺の保全・創造の推進

- ・自然的な河川や海岸の保全に努めるとともに、親水性護岸や生態系に配慮した護岸、植栽等を組み合わせた人工海浜や遊歩道など河岸、海岸、港湾等における親水空間や施設の整備を推進します。
- ・河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出します。

② 快適で文化の薫り高い環境の確保

○快適で美しい地域景観の形成

- ・良好な文化的景観・歴史的景観を保護し、維持・保全するため、地域の景観や自然環境と調和した環境整備を推進します。

○歴史的・文化的資産の保全と継承

- ・文化財保護法等の各種制度を活用し、歴史的町並や建造物、史跡名勝天然記念物などの文化財の計画的な保存及び指定登録等を推進します。
- ・遍路道をはじめとした歴史の道や四国の道を基本とした歩く道づくりを県民参加で進めることにより、地域の活性化や地域間交流を推進します。
- ・重要文化的景観の選定に向け、市町村が行う文化財調査を支援するとともに、選定された区域については、良好な景観を保全するための市町村の取組を支援します。

○エコツーリズムの展開

- ・古来から引き継がれた徳島ならではの自然、歴史、伝統、文化、環境を最大限に活用するとともに、これらの地域資源に対する負担を最小限にするべく管理されたツアーの促進を図るエコツーリズムを推進します。
- ・徳島ならではの自然、歴史、伝統、文化、環境を題材にした環境教育・環境活動を核に据えた体験型観光、教育旅行を推進します。

(3) 生物多様性のゆりかごとくしまの創造

現状と課題

- 生物多様性を保全し、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」のためには、生物多様性の重要性の普及活動や保全活動の担い手の中心となる人材が不可欠です。
- 多くの県民が、自然と共生した暮らしを営みながら、多様な活躍のできる場を提供していく必要があります。
- コウノトリは、2017年に鳴門市において、兵庫県豊岡市とその周辺地域を除く地域としては、全国初となる野外繁殖に成功しました。
- 野外のコウノトリは400羽を超えるまでに数を増やしていますが、人の手を借りない真の野生復帰により繁殖地を全国各地に広げることが今後の課題となっています。

取組展開

① 生物多様性保全の推進

○生物多様性とくしま戦略の推進

- ・「生物多様性とくしま戦略」に基づき、「生物多様性という地域資源を活かした、持続可能な循環型社会」を実現するため、県民や関係団体との協働により、取組を推進します。

○希少野生生物の保全

- ・全国に誇る本県の豊かな自然環境を保全するとともに、希少野生生物の保護を推進します。



キレンゲショウマ



カンムリウミスズメ

① 生態系の保全・回復・持続可能な活用の推進

○コウノトリ育み活動の展開

- ・コウノトリ足環装着プロジェクトチームによる足環装着によって、コウノトリ個体群管理に役立つ取組を進めます。
- ・NPOや市民団体等と協働での見守活動や、「一時保護施設」による負

傷個体の治療など、関係団体との連携・協働によるコウノトリの育み活動を推進します。



コウノトリ

○絶滅危惧種の保全及び回復に向けた定期的な見直しの実施

- ・希少野生生物保護検討委員会において、徳島県版レッドリストの見直しに向けた調査・検討を進め、分類毎に順次改定を行います。

③ 特定外来生物対策の推進

○特定外来生物対策の推進

- ・生態系及び県民生活に被害を及ぼす恐れのあるアルゼンチンアリなどの特定外来生物については、国、市町村及び地域住民等と連携し、防除に向けた対策を推進します。

④ 生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材育成の推進

○生物多様性リーダーの育成

- ・生物多様性に関する普及啓発や、本県各地域の特色ある生物多様性の保全活動を推進するため、活動圏域や年齢構成に配慮した生物多様性リーダー及び生物多様性アドバンスリーダーの育成を行い、育成した人材には活動の場を提供します。

○生物多様性を普及啓発できる団体の育成

- ・生物多様性活動を行う団体と連携して、生物多様性リーダーの育成に係る生物多様性の啓発及び保全のためのプログラムを作成し、運営できる団体を育成します。

4 県民主役とくしま

共通の取組



目指すべき将来の姿

- ・ 県民、企業、NPO、高等教育機関など、様々な協力関係が構築され、地域の環境保全活動や課題解決に積極的に取り組んでいます。
- ・ 幼い時期から、環境問題への理解力と実践力が養成される環境が整い、サステナブルな社会の実現に向けて、県民一人ひとりが環境に配慮した思いやりのある消費行動や事業活動を主体的に行っています。
- ・ 環境活動に取り組む団体や企業、また、環境知識を有する人材が高く評価される社会になっています。

(1) 県民主役の起点となる新たな拠点の創出

現状と課題

- 今日の世界環境問題の解決には、県民、企業、NPO、高等教育機関など様々な主体が相互に連携・協力しながら対策を推進する必要があります。
- 資金や人材ネットワークの面で事業や活動の実施が困難な中小企業やNPOに対しては、国の支援制度等の活用や、関係する研究者・技術者の紹介など、プロジェクトの構想段階から支援していく必要があります。
- サステナブルな社会の実現のためには、自分たちの住んでいる地域を知り、地域の環境のすばらしさや課題を理解し、どのような地域にしたいかを考え、地域の環境保全また課題解決に向けて取り組む人づくりが求められます。
- 学校教育に関しては、総合的な学習の時間や、総合的な探究の時間などを活用し、自らの体験を取り入れた実践的な環境学習が行われており、今後、教科間の連携など環境学習の更なる充実を図る必要があります。
- 環境保全に関する調査研究においては、産学民官による連携のさらなる強化が求められます。
- 総合的な環境研究の推進を行うコーディネーターやスーパーバイザーの養成を図り、環境保全に関する調査研究や技術開発を本県をフィールドとして、蓄積させていく必要があります。
- 環境保全に関する情報発信のためには、県の各種広報媒体の効果的な活用が

求められます。

取組展開

① 環境保全活動の推進に関する基盤整備

○県民主役となる拠点の創出

- ・環境活動連携拠点「エコみらいとくしま」の一層の充実等、「県民主役」の起点となる環境保全活動の拠点を創出します。
- ・とくしま環境県民会議などを中心に県民、事業者、民間団体等の連携体制の充実を図り、協働による主体的な環境活動を促進します。
- ・環境活動支援を行うNPO等と連携し、国の施策や支援制度等に係る情報提供や、講座の開催など、企業や団体等の事業や活動の安定化を図るための支援を行います。
- ・徳島県地球温暖化防止活動推進センターや、高等教育機関の産学官連携組織、とくしま環境県民会議と協働し、事業の企画立案や実践手法に優れた能力を持つ人材の育成を図ります。

○政策提言能力の強化

- ・国や四国パートナーシップオフィス(四国EPO)と連携し、企業やNPOの環境政策に関する政策提言能力を高めるための取組を展開します。

② 各主体の自主的な取組の促進

○県民・事業者による自主的取組の促進

- ・環境の保全・創造への県民共通の行動指針・規範である「環境首都とくしま・未来創造憲章」のさらなる普及を図ります。
- ・環境の保全・創造に関する顕著な功績を称え、県民等による自主的・積極的な環境保全活動等を促進するため、とくしま環境賞などの顕彰制度の充実及び活用を図ります。
- ・県における「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」に基づく取組を推進するとともに、事業者等における「ISO14001」や「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムの認証取得を促進します。
- ・「とくしまエコパートナー」協定等の締結を積極的に行い、県と事業者・団体が共同で環境課題に取り組みます。【再掲】

○県民の意識啓発の強化

- ・「徳島県地球環境を守る日」を中心に環境関連イベントを開催するなど、普及啓発事業を総合的・体系的に実施します。

③ 総合的な環境教育・環境学習の推進

○環境教育・環境学習の推進

- ・環境教育・環境学習の、総合的・体系的な取組を推進します。
- ・多様な主体との連携・交流を推進し、幼児から高齢者までそれぞれのライフステージに応じた家庭、学校、企業及び地域社会など多様な場における環境学習活動を促進します。
- ・学校における節電・ごみ分別・リサイクル活動などの取組を地域に広げ、児童生徒が地域に出向いて、環境美化活動や自然観察などの体験活動を積極的に行い、環境学習内容を家庭や地域に波及させていきます。
- ・「とくしまGXスクール」の認定取得を進めるとともに、エネルギーやSDGsに関する教育を充実させ、生命や自然を大切にし、地域の環境を守るために行動できる、児童生徒を育成します。

○人材の育成及びネットワーク化の推進

- ・地域における環境学習等の指導者や環境保全活動の地域リーダー及び環境アドバイザー等の人材育成やネットワーク化を推進します。

○県民の意識啓発の強化

- ・「徳島県地球環境を守る日」を中心に環境関連イベントを開催するなど、普及啓発事業を総合的・体系的に実施します。【再掲】

○環境学習機会の充実

- ・環境活動連携拠点「エコみらいとくしま」を核として、実践的な環境学習の機会を提供します。
- ・「とくしま環境学習プログラム」を活用し、互いに連携、協働しながら主体的に行動する人づくりを推進します。

○エシカル消費の理念の普及

- ・地産地消や「とくしまエシカル農産物(GAP認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物等)」などエシカル消費の理念を広く県民に周知し、実践していただけるよう、講演会・研修会・フォーラムなどの開催を通じて、県民運動に繋げていきます。
- ・エシカル消費の普及推進に顕著な功績のあった事業者や団体を表彰し、広く紹介することで、今後の活動を奨励するとともに、SNS等を活用した多様な媒体を通して県民一人ひとりに届く周知啓発活動を展開することで、環境等に配慮したエシカル消費に対する県民の理解促進を図ります。
- ・県内すべての公立高校・中等教育学校に、エシカル消費を研究・実践する「エシカルクラブ」を設置し、学校の特色に応じた啓発・実践活動を行います。

- ・「エシカルクラブ」の成果を広く県内外に発信することで全国モデルとなる「エシカル消費」教育の普及・拡大を図ります。
- ・徳島県消費者大学校及び大学院において、エシカル消費について学習する講座を設け、環境に対する影響等について主体的に考えながら消費行動のできる消費者の育成に努めます。

④ 環境保全に関する調査研究及び情報発信の充実

○調査研究機能の充実

- ・保健製薬環境センターの機能強化に向けて、人材の育成を図るとともに調査研究の評価制度の充実など体制の整備を推進します。

○産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進

- ・高等教育機関及び徳島県地球温暖化防止活動推進センターにより、国の支援制度等を積極的に活用し、環境研究や環境・エネルギー技術開発に関する研究、あるいは製品開発に関する共同化を推進します。

○環境関連等の調査研究の推進

- ・「LEDトータルサポート拠点」である工業技術センターの性能評価体制を充実させ、LED応用製品の開発支援を行います。
- ・再生可能な有機資源を原料とするバイオマテリアルなどを活用した環境負荷を低減する製品・技術の開発を推進します。
- ・未利用資源や金属などの有効活用についての研究開発を推進します。【再掲】
- ・農林水産分野において、有機農業や減農薬・減化学肥料栽培、未利用資源を活用した栽培など、環境への負荷を低減させる技術の開発を推進します。

○WEBサイトをはじめとした情報提供の充実

- ・県民や事業者のニーズを踏まえ、WEBサイト、環境白書、各種刊行物など多様な媒体を活用した環境情報の提供体制を整備します。
- ・徳島県や徳島県地球温暖化防止活動推進センター等のWEBサイトを充実させ、一般知識情報に加えて、環境アドバイザーやうちエコ診断等の専門家の紹介や、助成・融資など支援制度に関する情報、カーボン・オフセットに関する商品やクレジット販売情報等の提供を行います。

(2) 事業者における環境配慮の適切な実施

現状と課題

- 本県では、徳島県環境基本条例において、施策の策定・実施に当たっての環

境の保全・創造への配慮や環境影響評価制度などの積極的な推進について規定しており、これを踏まえて、平成12年3月に徳島県環境影響評価条例が制定され、一定の要件を満たす大規模な開発事業等の実施に際しての環境影響評価を事業者に義務づけています。

- 徳島県環境影響評価条例の対象とならない中小規模の事業についても、徳島県公共事業環境配慮指針に基づき、周辺環境等に配慮した事業を実施しています。
- 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（すだちくん未来の地球条例）では、一定規模以上の温室効果ガス排出事業者（特定排出事業者）や、一定規模以上の新築や増改築を行う建築主に対し、温室効果ガス排出抑制のための環境配慮計画書等の提出を義務づけています。

取組展開

① 環境影響評価体制の整備

○環境影響評価制度の充実・強化

- ・大規模開発事業における環境への負荷の防止及び低減を図るため、徳島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続を適正に実施します。
- ・社会経済情勢の変化や国の動向等を踏まえ、環境影響評価制度の対象事業の追加等について、調査・研究を進めます。

○公共工事における環境配慮の実施

- ・公共土木工事における環境配慮を推進するため、徳島県公共事業環境配慮指針の適切な運用を図ります。
- ・農業農村整備事業における環境配慮を推進するため、徳島県田園環境配慮マニュアルの適切な運用を図ります。

○土地利用対策における環境配慮の実施

- ・徳島県土地利用指導要綱に基づく開発指導を通じて、県民の安全で良好な地域環境の確保に努めます。

② 温室効果ガス排出抑制の推進

○すだちくん未来の地球条例の着実な推進

- ・一定規模以上の温室効果ガス排出事業者（特定排出事業者）の排出削減計画書の提出等の徹底を図ります。また、特定事業者以外の事業者（中小排出事業者）においても、事業活動における温室効果ガスの排出削減を進めるため、計画書等の提出を推進します。【再掲】
- ・建築等における温室効果ガスの排出削減を進めるため、一定規模以上の新築や増改築を行う建築主の環境配慮計画書の提出等の徹底を図りま

す。また、一定規模未満の建築においても、それぞれの建築物の特性に応じた温室効果ガスの排出削減を推進するため、計画書等の提出を促進します。【再掲】

- ・事業者の脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進するため、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む事業者の削減努力を見える化し、積極的に公表するとともに、特に優れた功績のあった事業者等に対しては、表彰の機会を創出し顕彰に努めます。【再掲】

(3) 広域的な環境保全対策

現状と課題

- 関西広域連合広域環境保全局においては、関西における環境分野の広域的課題に対処していくため、「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」を目標に各種施策に取り組んでいます。
- 関西広域連合で実施することで、県の個別実施よりも効果的・効率的に実施することができ、連合が方向性を提示することで取組に統一感が生まれ、構成府県市の優良事例を各構成府県市に波及させることができるというメリットがあります。
- 四国四県でも「四国四県連携事業」として、「四国地球温暖化対策推進連絡協議会」におけるクールビズやウォームビズの取組等を実施しています。
- このほか、「四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議」による産学民官での取組や「気候変動イニシアティブ（J C I）」による多様な主体による脱炭素社会の実現に向けた取組等も推進されています。
- 産業廃棄物は県境を越えて広域的に流入・流出されることもあり、県内での不適正処理や不法投棄の防止を図るため水際での防止が求められます。

取組展開

① 多様なネットワークによる取組の推進

○ 関西広域連合（広域環境保全局）における取組

- ・ 広域環境保全計画に定められた「脱炭素社会づくり（地球温暖化対策）」、「自然共生型社会づくり（生物多様性の保全）」、「循環型社会づくり（資源循環の推進）」、「持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）」の4つの施策の基本方向に基づき積極的に取り組みます。
- ・ 関西エコスタイルの推進や関西エコオフィス宣言事業所の取組等を通じて、住民・事業者への普及啓発に取り組みます。
- ・ 次世代自動車の普及に向けて、広域的に取り組めます。

- ・広域的に移動し被害を与えているカワウについて、関西地域カワウ広域管理計画に基づき、広域実施で効果のある被害対策等を推進します。
- ・生物多様性に関する情報の共有・一元化を図り、地域の生態系サービスの維持・向上に取り組みます。
- ・水・土壌・大気環境の保全による、快適で安全・安心な生活環境の創出を図るとともに、環境に配慮しつつ、多様で厚みのある歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ・自然・歴史・文化など構成府県がそれぞれに持つ地域特性を最大限に活かした交流型の環境学習を展開するとともに、気づきや感動を大切にした年少期における環境学習を推進します。

○四国四県における取組

- ・四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議における支援プロジェクトの推進など、四国四県及び国出先機関の協働事業を推進します。
- ・四国地球温暖化対策推進連絡協議会において、「クールビズ・ウォームビズ」や、「再配達防止キャンペーン」を四国四県で連携して推進します。

○関係機関との連携等

- ・平成30年に設立された、多様な主体による脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するためのネットワーク「気候変動イニシアティブ（JCI）」を通じて、関係機関との連携及び情報交換を推進します。
- ・令和5年に設立された「瀬戸内海プラスチックごみ対策ネットワーク」を通じて国及び瀬戸内関係府県と連携し、海洋プラスチックごみ対策を推進します。



再配達防止キャンペーンチラシ

○産業廃棄物運搬車両の合同検問の実施

- ・兵庫県と連携し、大鳴門橋を挟んだ淡路側と鳴門側のインターチェンジ出入口付近等で、産業廃棄物運搬車両の合同検問を実施します。

資料編

資料1 環境指標

指 標		基準値		目標値	
		年度	数値	年度	数値
1 GXとくしま					
1-1	温室効果ガス排出削減量削減率2013年度比	2020	-28.7%	2028	-46.0%
1-2	クリーンエネルギーによる電力自給率	2022	29.0%	2030	70%
1-3	新築住宅に占めるZEHの割合	2021	29.4%	2030	60%
1-4	新車販売台数に占めるEV割合	2021	0.6%	2028	16%
1-5	EV用充電設備設置口数	2023	207口	2030	2,000口
1-6	県有施設への太陽光発電設備設置率	2021	42%	2030	55%
1-7	県公用車の新規・更新における電動車割合100%（うちEV10%） ※ただし、代替可能な車両がない場合を除く。	2023	100% （うちEV4.8%）	2030	100% （うちEV10%）
1-8	J-クレジットの販売量	2022	253t	2028	2,000t
1-9	エシカル農産物の生産面積	2022	1,953ha	2028	2,450ha
1-10	県産材の生産量	2022	41.8万m ³	2028	60万m ³
1-11	エリートツリーの植栽割合	2022	11.5%	2028	65%
1-12	SDGs森づくり宣言企業・団体数（累計）	2022	52団体	2028	105団体
2 好循環とくしま					
2-1	汚水処理人口普及率	2022	67%	2028	76%
2-2	里海創生リーダー認定数（累計）	2022	173人	2028	300人
2-3	工場・事業場等の水銀排出規制の適合状況	2022	100%	2028	100%
2-4	ダイオキシン類の環境基準の達成状況	2022	100%	2028	100%
2-5	資源好循環に向けた都市鉱山回収量 （県民一人あたりの小型家電回収量）	2020	1.08Kg/人	2028	2.2Kg/人
2-6	不法投棄通報協定を締結している民間企業等	2022	36団体	2028	46団体
2-7	産業廃棄物適正処理講習会受講者数	2022	2,085人	2028	2,700人
2-8	エシカル農産物の生産面積	2022	1,953ha	2028	2,450ha
2-9	「とくしま食べきるんじょ協力店」登録店舗数（累計）	2022	91店舗	2028	190店舗
2-10	プラスチックごみ削減協力事業者数（累計）	2022	61事業者	2028	140事業者
2-11	海岸漂着物対策活動推進員による活動回数（累計）	-	-	2028	100回
3 癒しの郷とくしま					
3-1	里海創生リーダー認定数（累計）	2022	173人	2028	300人
3-2	生物多様性リーダー数（累計）	2022	124人	2028	180人
3-3	生物多様性を保全するための情報交換会（累計）	2022	4回	2028	10回
3-4	藻場造成箇所数（累計）	2022	29箇所	2028	39箇所
3-5	ジビエ加工施設での処理頭数	2022	1,855頭	2028	2,200頭
4 県民主役とくしま					
4-1	「とくしまGXスクール」認定校割合	2022	30.7%	2026	100%
4-2	企業・団体との環境課題に係る協定締結件数（累計）	2022	27件	2028	45件
4-3	「とくしま環境学講座」及び 「親子環境学習教室」受講者数（累計）	2022	13,776人	2028	27,100人
4-4	環境アドバイザー派遣件数（累計）	2022	1,120件	2028	1,520件

資料2 用語解説

あ

愛鳥週間

5月10日から16日の1週間。この期間がちょうど野鳥の繁殖期間にあたるため、この週間行事を通じて、野鳥に対する愛鳥の精神を普及しようとするもの。

アイドリング

自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、窒素酸化物等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

アスベスト

石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニング等に使われてきたが、発がん性があることから、その製造・使用等は全面的に禁止されている。しかし、古い建築物の解体等工事に伴う飛散が問題になっている。

う

ウォームシェア

家庭や地域などで、一人ひとりが暖房を使うのではなく、同じ部屋や場所に集まることで、暖房による消費電力を節約すること。

雨水浸透ます、(雨水)浸透トレンチ

住宅地などに降った雨水を一時的に貯め、ますや管に開いた穴から少しずつ地面に浸透させていく設備。地面に浸透させる量を増やすことで、川や下水道に流れ込む雨水の量を抑えることができ、同時に地下水の涵養や湧き水の復元にも効果がある。

うちエコ診断

省CO₂・省エネに関する知識や省エネ家電、地球温暖化に関する幅広い知識を持った「うちエコ診断員」が専用のツールを用いて、各家庭に対してCO₂排出削減のコンサルティングを行うもので、各家庭の“どこから”“どれだけ”CO₂が排出されているのかを見える化し、それぞれの家庭のライフスタイルに合わせた省CO₂・省エネ対策を提案する。

栄養塩類管理制度

関係府県知事が水質の目標値や栄養塩類供給の実施方法等を定めた栄養塩類管理計画を策定することにより、周辺環境の保全に留意しつつ特定の海域への栄養塩類の供給を可能にする制度。

エコアクション21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。あらゆる事業者が環境への取組を効果的かつ効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法。

エコオフィスとくしま・県率先行動計画

地球温暖化対策推進法第21条第1項の規定により定める法定計画であり、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減をはじめとする環境負荷の低減に向けた取組を推進する計画。

エコショップ制度

資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など、環境にやさしい様々な活動を行っている県内の小売店・事業所・団体等を、知事が認定する制度。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

エコファーマー

たい肥等による土作りと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式の導入を行うことを知事が認定した農業者の愛称。

エシカル消費

地域の活性化、雇用なども含む、人、社会及び環境に配慮した思いやりのある消費行動をいう。

お

オーバーユース

自然環境分野で用いる際には、国立公園等の自然地域への過剰利用として用いられる。利用者が集中することにより、踏みつけによる高山植物への影響や土壌浸食、し尿処理やゴミ投棄などの問題がある。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、フロン、メタンなどがある。

か

カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収量で埋め合わせることを。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること。

カスケード利用

木材を素材やエネルギーとして用途を変えながら多段階的に利用すること。

下層植生

森林において、上層木（高木）に対する下層木（低木）及び草本類からなる植物集団のまとまり。

合併処理浄化槽

下水道等が使用できない地域において、各家庭等の敷地内に設けられているし尿及び生活雑排水（台所排水、洗濯排水等）の汚れを微生物の作用により分解し、浄化して放流する施設。

環境アドバイザー

環境に関する講演会、研修会、学習会等の講師・指導者として、徳島県が依頼した環境分野の専門家。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業が、大気・水・土・動植物等の環境に及ぼす影響を、事業者自らが、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成すること。

環境首都とくしま・県マネジメントシステム

事業者が、事業活動や製品・サービスが与える環境への負荷を削減するため、自主的に計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、改善（Action）を繰り返し、継続的改善を図る体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」と言い、本県では、ISO14001の手法を活かしつつ、より効果的かつ効率的な本県独自のシステムを平成21年11月に構築し運用している。

関西エコオフィス宣言事業所

関西広域連合が地球温暖化防止活動の裾野を広げるため、身近なところからの省エネルギーや地球温暖化防止対策に寄与するCSR活動等の環境に配慮した活動に取り組むオフィス（小売店、ホテル、博物館、駅等の集客施設も含む）を登録している。

涵養

樹木及び地表植生などにより、降雨の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の利水機能。渇水の緩和や洪水の防止のはたらきがある。

き

気候変動

気温（大気・地表）と海水温の温度上昇、降水量の多寡、海洋の酸性化、海面上昇など、気候システム（大気・陸面・海洋などの相互作用）により発生する現象。

気候変動イニシアティブ（JCI）

脱炭素社会の実現を目指す企業、自治体、NGOなど国家政府以外の多様な主体による緩やかなネットワーク。気候変動対策に積極的に取り組む企業、自治体などが参加。徳島県は設立当初から参加している。

汽水域

河口など、海水と淡水が混じり合っている水域。

クールシェア

オフィスや家庭での冷房時に室温 28℃でも快適に過ごすことができる工夫のクールビズから、さらに一步踏み込み、エアコンの使い方を見直し、1部屋に集まり複数のエアコン使用をやめたり、公共施設などを利用するなど、涼を分かち合うこと。

グリーンイノベーション

環境・エネルギー技術の研究開発・新技術の創出を行い、その成果の利用・普及を推進することにより、産業・社会活動の効率化、新産業の創出や経済の活性化を図ること。

クリーンエネルギー

二酸化炭素(CO₂)や、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)など、大気汚染や地球温暖化の原因となる物質を排出しない、または排出量が非常に少ないエネルギーのこと。本計画においては「再生可能エネルギー」に「水素エネルギー」を加え「クリーンエネルギー」とする。

景観行政団体

景観法に基づき、良好な景観形成のための景観施策を実施する自治体のこと

系統容量

系統とは「送電網・配電網」のことで、電気を各地へ送るためのシステム全体のことを指し、系統に流すことができる電器の容量のことを指す。

公共浄化槽

市町村が浄化槽による汚水の適正処理を特に推進する必要がある区域（浄化槽処理促進区域）を指定した上で、自ら設置・管理を行う浄化槽。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

耕種農家

田や畑を耕して、米や野菜などの生産を行っている農家。

コウノトリ足環装着プロジェクト

コウノトリの足環装着に係る関係機関が密接に連携し、徳島県における野外繁殖個体への足環装着を実施しているプロジェクト。

国立公園、国定公園及び県立自然公園制度

すぐれた自然の風景を保護し、国民の保健休養教化に資するために法律（自然公園法）又は都道府県条例（本県の場合：徳島県立自然公園条例）により設定されている。

固定価格買取制度（FIT）

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、事業用太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーにより発電した電気を国が定めた価格・期間で電気事業者（送配電事業者）が買取ることを義務付ける制度。通称：FIT制度と呼ばれる。

ごみゼロの日キャンペーン

毎年5月30日。とくしま環境県民会議が、4～7月の期間に、地域や職場周辺などの身近な場所での美化活動（ごみ拾い）を呼びかけている。

さ

再エネ促進区域

地球温暖化対策推進法に基づき市町村が設定する再生可能エネルギーの導入を促進する区域。

災害廃棄物

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマスなど自然由来の再生利用可能なエネルギーのこと。

サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取り組みのこと。

里海

人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のこと。里海の保全・創出には、陸域から沿岸海域に至る一体的な環境保全が必要である。

里海創生リーダー

水環境や里海に関する知識を持ち、県内地域での里海づくりの啓発、活動を主体的に行うことができる人材。

サプライチェーン

商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れを指す言葉。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じるいおう酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常pHが5.6以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。

し

四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議

四国地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地域における地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを促進することを目的に設置された会議。国の地方支分局、エネルギー関係者、経済団体、消費者などで構成されている。

四国地球温暖化対策推進連絡協議会

四国4県の各県で実施する地球温暖化対策を、各県の連携と協調により効果的に実施するための手法検討及び情報交換等を行うための協議会。

四国のみち

四国自然歩道のことで全長1,545.6kmの四国を一周する長距離自然歩道。起点は鳴門市、終点は板野町にあり、四国霊場や各地の身近な自然や歴史に親しむことができる。

四国パートナーシップオフィス(四国EPO)

環境省をはじめとする国の行政機関と、地域の市民、NPO、企業、地方公共団体などとの協働により、情報の共有・交流、パートナーシップでの取組みを推進・支援する役割等を担う四国におけるパートナーシップづくりの拠点。

次世代LEDバレイ構想

世界有数のLEDメーカーが立地するという本県の優位性を活かし、次世代LED（深紫外光、赤外光コム、テラヘルツ光等）を活用した新たな光関連産業の創出と集積により、地域経済の活性化を図る構想。

自然再生推進法

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、平成15年1月1日に施行された法律。この法律は、地域の多様な主体の参加により、湿地、里地里山、森林、サンゴ礁等の自然環境を保全、再生、創出、又は維持管理することを求めている。

充電インフラ

EVやPHEV（プラグインハイブリッド車）用の充電設備を指す。充電設備には、普通充電器と急速充電器の2種類が存在し、その違いは充電出力（kW）の大きさにあり、充電出力が10kW未満のものを普通充電器、10kW以上のものを急速充電器という。

循環型社会形成推進関連法

循環型社会を構築するための「循環型社会形成推進基本法」を柱とした「資源有効利用促進法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他各種リサイクル法の法体系のこと。

小水力発電

一般的に、出力1,000kW以下の水力発電とされている。この規模の水力発電設備は、河川の水を貯めることなくそのまま利用する方式が採用されることが多い。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。

自立・分散型エネルギー社会

主として、地域に存在する資源で生み出したエネルギーを当該地域に自立的に供給（エネルギーの地産地消）することにより、平時の効率的で脱炭素なエネルギーの確保や災害時には各地の災害対策本部や避難所等の拠点施設にエネルギーを供給することができるなど、災害時対応力（レジリエンス）を高める分散型のエネルギーシステムを備えた社会のこと。

親水性護岸

水に親しみやすくすることを「親水性」といい、河川堤防の洗掘や決壊を防ぐための護岸としての機能を持ちつつ、勾配を緩くして階段を設置するなど、親水性に配慮された護岸のこと。

生物多様性

地球上の生物が、約40億年におよぶ進化の過程で多用に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命系を形づくっている多様な生物の世界。また、地球上に存在するすべての生物の間に違いがあること（変異性）を意味し、遺伝子、種及び生態系の3つの観点から捉えられる。

生物多様性とくしま戦略

生物多様性基本法第13条に基づく、本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画等を定めた「生物多様性地域戦略」として、平成25年10月に策定。戦略の目指すべき将来像（長期目標）として「生物多様性という地域資源を活かした、持続可能な循環型社会の実現」を掲げている。

生物多様性リーダー及び生物多様性アドバンスリーダー

生物多様性の啓発やその保全活動の支援、保全活動に係る協働のコーディネート等を行うことができる人材として徳島県が認定する者を「生物多様性リーダー」という。また、生物多様性リーダーのうち、生物多様性に関する高度な知識やコミュニケーション能力を持ち、生物多様性リーダーの養成など、指導者としての活動ができる人材を「生物多様性アドバンスリーダー」として認定している。

生命線道路

中山間地域における、ネットワークが形成されていない行き止まりの県道のこと。道路災害時に交通が途絶され、集落が孤立する恐れがあるため、交通途絶が起きないように、災害の発生が予見される危険箇所の整備を行う必要がある。

生命線道路

中山間地域における、ネットワークが形成されていない行き止まりの県道のこと。道路災害時に交通が途絶され、集落が孤立する恐れがあるため、交通途絶が起きないように、災害の発生が予見される危険箇所の整備を行う必要がある。

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画

瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策についてとりまとめた計画。山、川、里、海の水循環・物質循環を一体的に捉え、県民総ぐるみによる、水質が良好で多様な生物が生息できる里海の実現を目指している。

瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク

瀬戸内海地域全体で、効果的・効率的に海洋プラスチックごみ対策に取り組むため、環境省と関係自治体14府県で構成されたネットワーク。令和5年10月発足。

ゼロ・エミッション

廃棄物の再利用などを通して、廃棄物を限りなくゼロにしようとする取組。

そ

総量削減計画

人口・産業の集中等により、生活排水や工場排水が大量に流入する閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）の水質改善を図るため、関係府県が総合的・計画的な水質保全対策について定めた計画。

た

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称である。農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBには209種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-TCDDの毒性に換算し、毒性等量（TEQ）として表示される。

脱炭素社会

化石燃料の消費等に伴い発生する温室効果ガスの排出を可能な限り削減し、その排出量と自然界の温室効果ガスの吸収量との均衡を図ることにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるとともに、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会をいう。

単独処理浄化槽

微生物の作用により分解し、汚れを浄化して放流する浄化槽のうち、し尿のみを処理するもの。なお、平成12年の建築基準法改正により、新たな設置は認められていない。

ち

地域間連系線

地域間連系線とは、異なる供給区域（エリア）の系統設備を相互に接続する送電線のこと。これにより供給区域（エリア）を越えた電力融通が可能となる。

地域脱炭素

地域資源を最大限活用したクリーンエネルギーの導入等により、地域の魅力や質を向上

させ、雇用創出や人口減少などの地域課題の解決に繋げ、地方創生を実現する取組のこと。

畜産バイオマス資源

米や野菜などの肥料として再利用可能な、たい肥化された牛、豚、鶏などの家畜排せつ物。

蓄電池

充電によって繰り返し使用できる電池。二次電池、バッテリーとも言う。発電や買電した電気を蓄え、必要なときに必要な分だけ使うことができる。

治山施設

森林の維持・造成を通じて森林の機能を維持・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を守るとともに、水源のかん養や生活環境の保全・形成を図る重要な国土保全施設。

中水利用設備

排水を処理して雑用水に利用する設備。なお、中水の用途としては、飲用以外の目的で、散水用水、冷却塔補給水、消火用水、洗車用水などがある。

て

適応策

気候変動の影響への防止・軽減のための備え及び新しい気候条件利用を行うこと。

と

とくしまエコパートナー

気候変動対策の推進に意欲を有し、県と共同して事業を企画立案し、実施する事業者又は民間団体。

とくしま環境県民会議

「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が連携・協力して調査研究や普及啓発等に取り組むとともに、それぞれの役割に応じて、環境負荷の低減に向けた行動を実践する県内最大の環境団体。

とくしま協働の森づくり事業

企業や家庭等から排出するCO₂のうち、自身で削減できない部分を、寄付金による間伐や植林などの森林整備を実施することで、CO₂の吸収を埋め合わせる「カーボン・オフセット」の取組。寄附を頂く「企業等」と、寄付金を受入れ森林整備を実施する「公益財団法人徳島森林づくり推進機構」、整備された森林のCO₂吸収量を認証する「徳島県」の3者で行う森づくり活動。

とくしま経済飛躍ファンド

徳島県の産業振興、地域経済の活性化を図るため、官民協力により創設した基金。国債などで運用し、その運用益を有効に活用し、県内中小企業者等が行うLED、地域資源、農工商連携関連分野における事業展開を支援。

徳島県海岸漂着物対策推進地域計画

徳島県の海岸漂着物対策を重点的に推進する区域、関係者の相互協力及び役割分担に関する事項等を定めた計画。

徳島県グリーン調達等推進方針

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）第10条第1項の規定に基づき、環境負荷の低減に資する物品や役務（環境物品等）の調達の推進を目的とする方針。

徳島県公共事業環境配慮指針

地域の環境と調和を図り、環境への負荷の少ない公共事業を進めるため、事業構想・計画段階から設計・施工に至るまでの踏まえるべき視点、配慮することが望ましい具体的な目標と方法、関連する環境技術や情報などを収集した技術的な手引き書。平成16年9月に策定。

徳島県消費者大学校及び大学院

消費者自身の問題対処能力向上と地域での消費者活動の推進リーダーを養成するため、消費者問題等をテーマに大学校は8週（8回）、大学院は5週（5回）の講座を「徳島県消費者大学校」「大学院」と題し開講している。

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、将来の県民に良好な環境を継承するため、平成28年10月に制定した条例（平成29年1月1日施行）。「脱炭素社会」を掲げる全国初の条例であり、「緩和策」と「適応策」を両輪とした気候変動対策を展開している。

徳島県地球環境を守る日

4月22日。県民一人ひとりが気候変動対策の重要性に関する理解を深め、積極的に地球環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため設けられた。

徳島県田園環境配慮マニュアル

農業農村整備事業において、環境に配慮した事業を進めるにあたり、基本的な考え方や手法等をまとめたもの。

徳島県廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により定める法定計画であり、環境大臣が定めた「基本方針」に基づき、県内における廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物の減量化を図るための具体的な計画である。計画は5年ごとに見直しを行っており、現在の第五期計画は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までを対象期間としており、2025年度を目標年度としている。

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度

産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成21年4月から、排出事業者が、自らの判断で優良な処理業者を選択できるよう、徳島県独自の「優良産業廃棄物処理業者認定制度」を創設している。

とくしまGXスクール

脱炭素社会実現に向け、持続可能な社会の創り手を育成するため、環境負荷の低減や自然との共生等、従来の「新 学校版環境ISO」の取組に加え、環境とSDGsの関わりを意識した取組を実践する学校を本県独自に「とくしまGXスクール」として認定している。令和4年度により、「新 学校版環境ISO」から「とくしまGXスクール」への移行を開始した。

徳島夏・冬のエコスタイル

徳島県、とくしま環境県民会議などが主体となり、節電・省エネの取組を、「省エネ社会の実現」に向けたライフスタイルの転換に繋げていくため、電力需要が高まる夏・冬の期間を中心に、県民や事業者に「冷暖房時の適切な室温設定（クールビズ・ウォームビズ）」、「不要な照明や電化製品などのこまめな電源オフ」、「エコドライブの徹底」などを呼びかけ、また、関係機関と連携して意識啓発のための取組を積極的に展開するもの。

特定外来生物

生態系や農林水産業に被害を及ぼす恐れがある国外由来の種。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、環境省が指定している。

都市公園

都市公園法に定められた公園または公園緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。都市公園には、身近な街区公園をはじめ、新町川公園などの地区公園、文化の森総合公園、南部健康運動公園など様々な公園があり、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域作りに資する交流空間など多様な機能を提供しています。

都市鉱山

使用済みの家電、携帯電話、パソコン等からレアメタルなどの有用な資源を回収し、再利用することを鉱山での採掘に例えた呼称のこと。

ね

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。

の

農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等処理する施設。農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るもの。

は

パーク・アンド・ライド

交通渋滞を緩和するために、自動車を都市の郊外の駐車場に停めて、鉄道やバス等の公共交通機関に乗り換えて都市の中心に入る手法。

バイオマス

自然エネルギーの一つで、動植物由来の再利用可能な有機性の資源（化石燃料を除く）。木くず、家畜の糞尿、食品廃棄物などがある。

パリ協定

2020年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みを定めた協定。2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において採択された。「世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること」を世界共通の長期目標とした。

ひ

ピークカット

最も電気を使う時間帯の電気使用量を削減すること。電力会社は過去1年間で最も使用電力が多かった時間帯の電気使用量に基づいて基本料金を決めるため、使用電力の最大値を下げると、その月の電気料金に加え基本料金を下げることが可能。

ビオトープ（生物の生息空間）

さまざまな生物（生物群集）の生息・生育空間。生育のために最低限の面積を持ち、周辺空間から明確に区分できるようなまとまりを持った空間。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に漂う粒径10 μ m（1 μ m=0.001mm）以下の粒子を浮遊粒子状物質（SPM）と定義して環境基準を定めて対策を進めてきているが、そのなかで粒径2.5 μ m以下の小さなものを微小粒子状物質と呼んでいる。平成21年9月には環境基準が設定されている。

ふ

フードバンク

品質には問題はないが、包装の破損や過剰在庫などの理由で通常の販売が困難な食品・食材を企業などから引き取り、福祉施設等は無償で提供する活動。

複層林

林冠構造が複数層の樹林。

浮体式洋上風力発電

国土が狭く、広い海域を保有している日本においては、洋上風力発電が有望な再生可能エネルギー電源の一つと考えられており、海底に杭などの基礎構造物を設置してその上に風車を乗せる「着床式洋上風力発電」だけでなく、浮体の上に風車を乗せて発電する「浮体式洋上風力発電」は、水深が深い場合に適しているとされている。

プラスチック資源循環促進法

法律の趣旨は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組の促進。正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」。

フロン

炭素と水素のほか、フッ素、塩素、臭素等のハロゲンと呼ばれる物質を多く含む、人工的に作られた化合物。主にCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類に分類される。冷蔵庫やエアコンなどの冷媒、精密部品の洗浄剤などに広く使われてきたが、オゾン層の破壊、地球温暖化への影響が明らかにされ、現在は、モントリオール議定書をはじめとする様々な国際協定や法律により、製造及び使用について大幅な制限がかけられている。

へ

ペロブスカイト太陽電池

軽量、柔軟といった特徴を有することから、これまで設置が困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料であるヨウ素は、日本が世界シェアの30%を占めるなど、強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる実用化が可能な次世代技術とされている。

ほ

ボトルtoボトル

使用済みペットボトルを原料として、元と同品質のペットボトルに繰り返しリサイクルすること。品質を保ちながら半永久的に資源循環が可能であるため、新たな化石由来原料の使用量の減少や、廃棄物処理の削減による二酸化炭素排出抑制に寄与する。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

人工的に作られた、主に油状の化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、発がん性や催奇形性など、ダイオキシン類と類似した毒性があることが明らかとなり、現在は、製造・輸入とも禁止されている。

ま

マニフェスト制度

産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として、排出事業者がその処理を委託する場合に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、産業廃棄物とともに流通させることにより、適切に処理が行われたことを確認するための制度。

み

未利用エネルギー

工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪溶熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。

も

モーダルミックス

鉄道や路線バス、コミュニティバスなどの各交通機関がそれぞれの特性を生かして連携し、利便性や効率性の高い「交通ネットワーク」を構築すること。

モニタリング

状態を把握するため 日常的・継続的に観測や測定を行うこと。

藻場

沿岸域に形成された海草・海藻の群落。多くの水生生物の生活を支え、産卵や成育の場を提供しているほか、水中の有機物を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し、酸素を供給するなど海水の浄化に大きな役割を果たしている。

ゆ

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合にはひとの健康を損なう恐れのある物質であり大気汚染の原因となるもの。現在247物質がリスト化されている。

有害物質使用特定事業場

水質汚濁防止法の届出対象となるカドミウム、鉛、ベンゼンなどの有害物質を製造、使用、処理する施設を有する事業場。

有機農産物

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式を用いて生産された農産物。

優先取組物質

有害大気汚染物質のうち、有害性や健康リスクが高いと考えられるもの。現在22物質がリスト化されている。

よ

容器包装廃棄物

商品を入れたり包んだりしている容器や包装が、中身を出したり使用したりして不要となったもの。ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装などが該当。

ら

ライフサイクル

商品が市場に投入されてから姿を消すまでの流れを表すもの。

り

リスクコミュニケーション

県民、民間団体、事業者、行政などが、環境リスクに関する情報を共有するとともに、相互理解と信頼関係を築き、環境リスクの効果的な低減を図ること。

流域治水

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策のこと。集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」をハード・ソフト一体で多層的に進めるもの。

れ

レッドリスト

絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成している。

わ

ワンヘルス

人の健康を守るためには、動物の健康に加え、環境の健全性も守ることが重要という考え方。

アルファベット

F C V (Fuel Cell Vehicle : 燃料電池自動車)

燃料電池で水素と酸素を化学反応させ、発生した電気でモーターを回して走る自動車及びバス。

G A P (Good Agriculture Practice : 農業生産工程管理)

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

G X (Green Transformation : グリーントランスフォーメーション)

温室効果ガスを発生させる化石エネルギーを中心とした現在の産業構造・社会構造を、クリーンエネルギー中心へ転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。

ISO14001

企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際的な標準規格

MaaS (Mobility as a Service)

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)

保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。2010年の愛知目標で概念化され、2018年のCOP14で定義付けされた。「30by30目標」の達成には、保護地域に加えてOECMもカウントされる。

PPA (Power Purchase Agreement : 電力販売契約)

PPA事業者が、電力需要家(企業、公共施設、住宅等)の屋根や駐車場等に、原則、無償で発電設備の設置と保守を行い、電力需要家はPPA事業者に電気使用料を支払う仕組みのこと。

PRT制度(Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出・移動量届出制度)

有害性が疑われるような化学物質が、どこからどのくらい環境中へ排出されているか、廃棄物として移動しているか確認し、集計、公表する仕組みのこと。

ZEH、ZEB

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) の略称。住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間に消費する正味(ネット)のエネルギー量が概ねゼロとなる住宅(ハウス)及びビルのこと。

ZEV (Zero Emission Vehicle)

走行時(※)に排出ガスを出さないEV(電気自動車)、FCV(燃料電池自動車)及びPHV(プラグイン・ハイブリッド自動車)を指す。(※PHVはEVモード走行時)

数字

3R (スリーアール)

廃棄物等の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3つの取り組みを指し、それぞれの頭文字を取ったもの。

3 Rモデル事業所

3 Rに積極的に取り組む事業所を認定する「徳島県リサイクル認定制度」により、認定を受けた事業所。

30by30

2030年までに地球の陸・海それぞれの30%の面積を保護地域と OECM により保全しようとする目標。

資料3 第4次徳島県環境基本計画検討経過等

(1) 審議経過

開催日時	会議等の名称	主な審議事項等
令和5年8月25日	諮問の実施	徳島県環境基本計画の改定について（諮問）
令和5年9月13日	環境審議会総会 （令和5年度第1回）	環境基本計画の改定について
令和5年9月13日	環境政策部会・気候変動部会 （令和5年度第1回）	環境基本計画の改定について GX推進計画（仮称）について
令和5年11月21日	環境政策部会 （令和5年度第2回）	第4次徳島県環境基本計画（素案） について
令和5年12月25日～ 令和6年1月15日	パブリックコメント	第4次徳島県環境基本計画（素案） について
令和6年2月15日	環境政策部会 （令和5年度第3回）	第4次徳島県環境基本計画（案） について
令和6年3月〇日	答申の実施	徳島県環境基本計画について （答申）
令和6年3月〇日	計画の決定	計画の決定

(2) パブリックコメントによる意見聴取

- 1 実施期間 令和5年12月25日(月)～令和6年1月15日(月)まで
- 2 提出意見 15名 29件
- 3 計画への反映状況
 - ・2件の御意見を計画に反映
 - ・残りの御意見については、今後当計画を運用する際の参考とさせていただく。

資料4 徳島県環境審議会委員

(令和6年3月1日現在) (50音順, 敬称略)

氏名	職名	環境政策 部会委員	備考
青葉 暢子	鳴門教育大学大学院学校教育研究科教授	○	
天田 香	徳島県素材生産流通協同組合担当リーダー		
石田 啓祐	徳島大学名誉教授		
井原 まどか	徳島市環境部環境保全課主査	○	
岩下 佳代	一般社団法人徳島県薬剤師会常務理事		
榎本 久美	徳島市論田小学校校長	○	
奥嶋 政嗣	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授	○	
尾崎 澄子	J A徳島女性組織協議会会長		
尾田 幸運	公募委員	○	
鎌田 磨人	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授		
河野 仁	一般社団法人徳島新聞社総務局次長	○	
岸 史郎	一般社団法人徳島県産業資源循環協会会長		
岸本 裕治	公益社団法人徳島県獣医師会理事	○	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部教授	○	
工内 麻緒	公募委員	○	
齋藤 恵	一般社団法人徳島県医師会常任理事		
佐藤 智恵美	徳島大学大学院医歯薬学研究部臨床薬学実務教育学助教		
佐藤 征弥	徳島大学生物資源産業学部准教授		
谷口 美德	一般社団法人徳島県建設業協会常任理事		
田渕 桂子	元公益社団法人日本建築士会連合会女性委員	○	
田村 和之	鳴門教育大学大学院准教授	○	
津川 なち子	特定非営利活動法人とくしま環境カウンセラー協議会理事	○	副会長
土井 誠	徳島県漁協青壮年部連合会所属 長原漁協青壮年部部長		
東條 秀徳	日本野鳥の会徳島県支部研究部部長		
長尾 文明	徳島大学顧問	○	
中野 晋	徳島大学環境防災研究センター特命教授	○	副会長
西森 ひとみ	農業(桃農家、六次産業)		
西山 賢一	徳島大学大学院社会産業理工学部研究部准教授		
西山 成実	日亜化学工業株式会社総合部門環境安全本部環境安全部長	○	
橋本 千栄子	徳島県消費者団体連絡会会長	○	
橋本 延子	女性林業研究グループ「那賀川こまち」会長		
林 紀子	徳島商工会議所女性会委員長		
板東 美千代	特定非営利活動法人新町川を守る会副理事長		
藤田 晶子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副会長	○	
古本 奈奈代	徳島文理大学教授	○	
寶木 由起美	美波町住民生活課長	○	
北條 昌秀	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授	○	
本仲 純子	元徳島大学大学院教授	●	会長
山中 亮一	徳島大学環境防災研究センター准教授		
若木 昭	一般社団法人徳島県猟友会副会長		
40人		21人	

●部会長

資料5 徳島県環境基本条例

○徳島県環境基本条例

平成十一年三月二十五日
徳島県条例第十一号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針(第九条)

第二節 環境基本計画(第十条)

第三節 環境の保全及び創造のための施策等(第十一条—第二十六条)

第四節 地球環境の保全及び国際協力(第二十七条・第二十八条)

第五節 推進体制等の整備等(第二十九条—第三十一条)

附則

私たちは、鳴門海峡から太平洋までの海岸線、剣山及び吉野川をはじめとする豊かな自然の下に、特色ある文化、伝統及び産業をはぐくんできた。

徳島県では、これまで、産業活動に伴う大気汚染及び水質汚濁、乱開発による自然破壊等の環境問題について、各種の環境保全のための対策が進められてきている。

しかしながら、近年の大量生産、大量消費及び大量廃棄を基調とする社会経済活動は、私たちの生活に利便性及び物質的な豊かさをもたらす一方で、廃棄物の量の増大等の都市型及び生活型の環境問題の進行並びに多種多様な化学物質による環境問題の発生をもたらし、さらには、地球全体の温暖化等の地球規模の環境問題を引き起こし、人類の存続の基盤である地球の環境までが損なわれるおそれを生じさせている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に継承する責務を有している。

このため、清浄な水及び大気、良好な自然環境、潤いと安らぎのある環境等が維持され、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が着実に進められている活力ある社会を構築し、人と自然とが共生する住みやすい徳島を実現することに向け、私たちすべてが、共通の認識の下に、相互に協力しながら、事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に取り組むとともに、このような取組を通じて地球環境の保全に貢献する必要がある。

ここに、私たちは、健全で恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造するとともに、将来の世代に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨の発生、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民がこの恵沢を享受するとともに人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべての者の参加及び相互の協力の下に、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が行われるようになることによって、経済の発展との統合を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されるとともに、国際協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援するように努めるものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県及び他の市町村と連携を図るように努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

第八条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。

第二節 環境基本計画

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、徳島県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、経済事情の変化、環境の状況の変化等により必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ること等により環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導の措置)

第十四条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全及び創造上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全等)

第十六条 県は、河川、沿岸海域等の水質に対する汚濁の負荷の低減、森林、農地等の水源をかん養する機能の向上、水辺地等の人と自然との触れ合いの場の確保等を図ることにより、良好な水環境が保全され、及び創造されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第十七条 県は、緑豊かな県土が生物の多様性、人と自然との豊かな触れ合い等に寄与していることにかんがみ、森林及び緑地を保全し、並びに緑化を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

第十八条 県は、地域の環境の特性に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進等)

第十九条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(事業者が行う環境管理の促進等)

第二十条 県は、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために自主的に行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の環境管理を行うように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第二十一条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により県民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに県民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進等)

第二十二条 県は、県民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村及び県民等と連携した環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第二十三条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、県民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進並びに市町村及び県民等と連携した環境の

保全及び創造に関する活動の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究開発の実施等)

第二十四条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究開発の実施並びに研究開発の成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十五条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(県民等の意見の反映)

第二十六条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民等の意見を反映させるように必要な措置を講ずるものとする。

第四節 地球環境の保全及び国際協力

(地球環境の保全)

第二十七条 県は、県、市町村及び県民等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するように行動するための指針を定めるとともに、これに基づく行動を積極的に促進するものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国際協力)

第二十八条 県は、国及び関係機関と連携し、地球環境の保全に関する情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全及び海外の地域の環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第五節 推進体制等の整備等

(推進体制等の整備)

第二十九条 県は、その機関相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、市町村及び県民等と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第三十条 県は、県の区域を越えた広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関

する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第三十一条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている環境の保全及び創造に関する県の基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第十条の規定により定められた環境基本計画とみなす。

(徳島県公害防止条例の一部改正)

3 徳島県公害防止条例(昭和四十六年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(徳島県自然環境保全条例の一部改正)

4 徳島県自然環境保全条例(昭和四十七年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正)

5 徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例(昭和六十三年徳島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

第4次徳島県環境基本計画

令和6年 月

徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課

770-8570 徳島市万代町1丁目

電話 088-621-2253 ファクシミリ 088-621-2845

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>